

(第七部)

參議院厚生労働委員会會議録第

卷之三

午後六時一分開会

委員の異動
十月二十九日

補欠選任

厚生労働省政策
統括官 唐澤剛君

委員氏名

理 理 理 理 理 委員長
事 事 事 事 事

○ 本日の会議に付した案件

- 理事の辞任及び補欠選任の件
- 国政調査に関する件
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第百八十四回国会内閣提出、第百八十一回国会衆議院送付)
- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律案(第百八十四回国会内閣提出、第百八十一回国会衆議院送付)
- 社会保障及び労働問題等に関する調査(臓器移植に関する件)
- 委員長(武内則男君)　ただいまから厚生労働委員会を開会をいたします。
- 議事に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。
去る十月二十九日の本会議におきまして厚生労働委員長に選任されました武内則男でござります。
- 本委員会は、年金、医療、社会福祉、雇用、労働問題など国民生活に密接にかかわる重要事項を幅広く所管をする委員会でございます。
- この度、委員長に選任され、その重大さを痛感している次第でございますが、皆様方の御指導と御協力を賜りながら、公正かつ円満な委員会運営に努め、重責を果たしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。
- 委員長(武内則男君)　委員の異動について御報告いたします。
- 本日までに、秋野公造君、石井準一君、柳田稔君、辻泰弘君、大島九州男君、足立信也君及び牧

十月二十九日小林正夫君委員長辞任につき、その補欠として武内則男君を議院において委員長に選任した。

委員長の異動

山ひろえ君が委員を辞任され、その補欠として谷合正明君、藤井基之君、大久保潔重君、櫻井充君、石橋通宏君、小西洋之君及び私、武内則男が選任されました。

○委員長(武内則男君) まず、理事の辞任についてお諮りをいたします。

梅村聰君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(武内則男君) 御異議ないと認め、さようこの際、理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

理事の辞任及び委員の異動に伴い現在理事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

○委員長(武内則男君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に大久保潔重君、津田弥太郎君及び赤石清美君を指名をいたします。

○委員長(武内則男君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

○委員長(武内則男君) この際、厚生労働大臣、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。

三井厚生労働大臣。

○国務大臣(三井辨雄君) 厚生労働大臣の三井辨雄でございます。

厚生労働行政は、大変幅広く、国民の皆様の生活に密着した分野であり、多くの課題がござります。とりわけ、これから御審議いただく国民年金法等改正法案は、基礎年金国庫負担割合を二分の一とする重要な法案であります。

委員長、理事を始め委員の皆様、国民の皆様に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(武内則男君) 櫻井厚生労働副大臣。

○副大臣(櫻井充君) この度、厚生労働副大臣を拝命いたしました櫻井充です。

西村副大臣、糸川、梅村両政務官共々、三井大臣をお支えしてまいりたいと思っております。

厚生労働委員の皆様の御指導を賜りながら一生懸命頑張つてしまりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(武内則男君) 西村厚生労働副大臣。

○副大臣(西村智奈美君) 厚生労働副大臣の衆議院の西村智奈美でございます。

武内委員長を始め、理事各位、そして委員各位の御指導の下、三井大臣をしっかりと支え、政務

三役チーム一丸となつて取り組んでまいりたいと思ひます。どうぞ御指導よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(武内則男君) 糸川厚生労働大臣政務官。

○大臣政務官(糸川正晃君) 厚生労働大臣政務官の糸川正晃でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(武内則男君) 梅村厚生労働大臣政務官。

○大臣政務官(梅村聰君) 厚生労働大臣政務官の梅村聰でございます。

委員長、理事の皆様、そして委員の皆様、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○委員長(武内則男君) 続いて、政府参考人の出

席要求に關する件についてお諮りをいたします。国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案及び年金生活者支援給付金の支給

の改定の特例措置についての段階的な適正化を定めるものです。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、国庫は、平成二十四年度と平成二十五年度について三六・五%の国庫負担割合に基づく負担額のほか、年金特例公債の発行収入金を活用して、この額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額を負担することにしています。

また、国民年金保険料の免除を受けた期間について、平成二十四年度と平成二十五年度も国庫負担割合の二分の一を前提に年金額を計算することにしています。

○委員長(武内則男君) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聽取いたします。三井厚生労働大臣。

○国務大臣(三井辨雄君) ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案と年金生活者支援給付金の支給に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について説明いたします。

基礎年金の国庫負担割合については、平成二十一年度から平成二十三年度までは臨時の財源を活用して国庫負担割合を二分の一に引き上げました

が、長期的な負担と給付の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするために

は、この基礎年金の国庫負担割合二分の一を維持することが必要であります。

また、公的年金制度と各種手当制度については、平成十二年度から平成十四年度までは物価の下落にかかわらず年金額等を据え置く特例措置を講じてきました。世代間の公平を図るために、この特例措置による年金額等の水準を本来あるべき水準まで適正化していくことが求められています。

この法律案は、こうしたことに対応するため、

以上がこの法律案の趣旨です。

次に、年金生活者支援給付金の支給に関する法律案について説明いたします。

国民年金制度の創設から五十年が経過しましたが、年金を受給しながら生活をしている高齢者や

障害者などの中には、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている人が存在しています。

このような状況から、年金収入その他の所得の合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者と、所得が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に対し、福祉的な給付として年金生活者支援給付金を支給することにより、こうした人たちの生活の支援を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、年金収入その他の所得の合計額が一定の基準以下である老齢基礎年金の受給者に対し、老齢年金生活者支援給付金を支給することについて、老齢年金生活者支援給付金の額については、月額五千円の給付基準額を上限とする保険料納付済期間に応じた額と、老齢基礎年金満額の六分の一相当額を上限とする保険料免除期間に応じた額とを合算した額とすることについて、老齢年金生活者支援給付金の所得基準を一定程度上回る所得の人に対しても、老齢年金生活者支援給付金の支給を受ける人との間で所得の逆転現象が生じないよう、補足的老齢年金受給者支援給付金を支給することについています。

第二に、障害基礎年金受給者又は遺族基礎年金受給者のうち所得が一定の基準以下の人に対して、月額五千円の給付基準額を基本とした障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金をそれぞれ支給することについています。

第三に、こうした年金生活者支援給付金の支給についているほか、支払事務については日本年金機構に委託することについています。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税の第二段階目の引上げの日に当たる平成二十七年十月一日としています。

以上が二法案の趣旨でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願い申し上げます。

○委員長(武内則男君) この際、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、衆議院厚生労働委員長妻昭君から説明を聴取いたします。長妻昭君。

した国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして御説明申し上げます。

修正の趣旨は、第一に、年金額の改定の特例措置に係る規定を適用する期間の終期を平成二十七年三月末に繰り下げるとともに、年金額の改定の特例措置に基づく年金額の水準の適正化について、平成二十五年度及び平成二十六年度における適正化の割合を一・〇%に引き上げること。

第二に、児童扶養手当等の手当額の改定の特例措置に基づく手当額の水準の適正化について、平成二十五年十月から平成二十七年三月分までの適正化の割合を〇・七%に引き上げること。

第三に、年金額の改定の特例措置の段階的な取消等に係る施行期日を平成二十五年十月一日に繰り下げること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武内則男君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

内閣改造後、やっと初の委員会で、そして最後の委員会になりそうですが、冒頭確認しておきたまことがありますので、質問をさせていただきたいと思います。

私は、薬害を起こすこの社会の仕組みを変えた

いという思いで国会議員として活動してまいりました。

超党派の薬害再発防止の制度実現に取り組む国会議員連盟を来週にも立ち上げる予定でした

が、衆議院があした突然解散されましたが、設立延期を余儀なくされました。

民主、自民、生活、公明、共産、社民、改革、大地、そしてみんなの党の厚生労働分野での責任者格の議員に呼びかけ人になっていただきます。

大地、そして岡本議員にもこの呼びかけ人には、治験をきちんと行ってること、それからずほ委員も、そして岡本議員にもこの呼びかけ人になりますが、そして既に三十

六人の入会申込みをいただいており、田村委員にも入会申込みをいただいております。ありがとうございます。

また、本日、この傍聴席に薬害肝炎の原告団の方も見えますことになつておりますが、三井大臣、櫻井副大臣、糸川政務官それぞれに、薬害をなくすために政府は今何をなすべきか、薬害被害者、当事者の立場に立つて取り組めるのかどうか、御決意のほどをお聞かせください。

○國務大臣(三井辨雄君) 厚生労働省の使命は国民の生命と健康を守ることであります。その中でも、薬害の発生を防止することは最も重要な任務の一つだと思っております。また、このため、命の尊さを心に刻みつつ、高い倫理観を持って医薬品の安全性と有効性の確保に最善の努力を重ねていくことが重要と考えております。

一度と薬害を起さないよう、医薬品等の安全

性の確保に向けて引き続き努力してまいります。

○副大臣(櫻井充君) 今、三井大臣からお話をありましたので重複しないようにお答えさせていただきたいと思いますが、薬害と言つても恐らく大

きく二つに分かれるんではないのかと思っているんです。

一つは、血液製剤にウイルスが混入していた、それからクロイツベルト・ヤコブ病のよう異常なんばかりが紛れ込んでいた、要するに品質の管理が十分でなかつたがために起つてきた薬害

理が成立した場合にはしっかりと対応させていただきたいたいというふうに考えてございます。

一度とこのような薬害が起きないよう、医薬品等の安全性の確保に向けて引き続き私も努力をしてまいりたいというふうに思います。

○川田龍平君 ありがとうございます。

是是非ともこの薬害再発防止のため、その制度をつくるため、これは、患者の立場からするとやはり内閣提出の法律を出していただいて、しっかりとそれを厚生労働省としてやついただきたい

と思いますが、それについてはいかがですか。

○副大臣(櫻井充君) 済みません、これはちょっとテクニカルな話で大変恐縮なんですが、審議会をこれ以上増やさないようにということになつて

きておりまして、ただ、例外的に、議員立法でつられてきたものについてはこれで対応してきて

防いでいくということになるかと思います。

それからもう一つは、誓いの碑もありますよ

うに、サリードマイドとかスモンとか、いわゆる薬の副作用のことで被害が生まれてきているという問題があるのかと思つています。この場合につい

ては、治験をきちんと行つてること、それから

もう一つは、その販売後の研究といいますか、そ

の責任者格の議員に呼びかけ人になつていただ

けで、そこで岡本議員にもこの呼びかけ人になつていただいておりますが、そして既に三十

六人の入会申込みをいただいており、田村委員にも入会申込みをいただいております。ありがとうございます。

また、本日、この傍聴席に薬害肝炎の原告団の方も見えますことになつておりますが、三井大臣、櫻井副大臣、糸川政務官それぞれに、薬害をなくすために政府は今何をなすべきか、薬害被害者、当事者の立場に立つて取り組めるのかどうか、御決意のほどをお聞かせください。

○國務大臣(三井辨雄君) 厚生労働省の使命は国民の生命と健康を守ることであります。その中でも、薬害の発生を防止することは最も重要な任務の一つだと思っております。また、このため、命の尊さを心に刻みつつ、高い倫理観を持って医薬品の安全性と有効性の確保に最善の努力を重ねていくことが重要と考えております。

一度と薬害を起さないよう、医薬品等の安全

性の確保に向けて引き続き努力してまいります。

○副大臣(櫻井充君) 今、三井大臣からお話をありましたので重複しないようにお答えさせていただきたいと思いますが、薬害と言つても恐らく大

きく二つに分かれるんではないのかと思っているんです。

一つは、血液製剤にウイルスが混入していた、それからクロイツベルト・ヤコブ病のよう異常なんばかりが紛れ込んでいた、要するに品質の管理が十分でなかつたがために起つてきた薬害

理が成立した場合にはしっかりと対応させていただきたいたいというふうに考えてございます。

一度とこのような薬害が起きないよう、医薬品等の安全性の確保に向けて引き続き私も努力をしてまいりたいというふうに思います。

○川田龍平君 ありがとうございます。

是是非ともこの薬害再発防止のため、その制度をつくるため、これは、患者の立場からするとやはり内閣提出の法律を出していただいて、しつかりそれを厚生労働省としてやついただきたい

と思いますが、それについてはいかがですか。

○副大臣(櫻井充君) 済みません、これはちょっとテクニカルな話で大変恐縮なんですが、審議会をこれ以上増やさないようにということになつて

きておりまして、ただ、例外的に、議員立法でつられてきたものについてはこれで対応してきて

おります。そういう意味合いで、でき得れば、是非この観点から議員立法をお願いしたいということにしているところでございます。

○川田龍平君 是非とも、これは患者の立場からすると内閣から提出いただきたいということを是非肝に銘じて、薬害の再発防止のために是非尽くしていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、年金法案の質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、衆議院で修正された民主党に対し質問いたします。

国民年金法案の特例水準解消の実施時期と期間の問題です。みんなの党は、自治体の事務体制の準備や周知期間を含めて、四月一日まで待つて解消を段階的に進め、消費税増税予定時期までに解消し切るべきだと考えておりますが、解消の実施を来年の十月一日にまで延期した理由をお聞かせください。

○衆議院議員(岡本充功君) 御指摘のように、本案、民主党の方で修正案を出したところでござります。

既に政府原案が施行時期を過ぎているという中で、委員御指摘のように、どのタイミングで施行ができるのかということを検討しました。現実的に、やはり四月と十月にいわゆるこの改定をすることはできるとしても、それ以外の時期に改定をするというのはなかなか物理的に難しいと。この四月、十月の中でも、では来年の四月でどうなのか、これももちろん考えました。

しかしながら、先ほど御指摘がありました周知期間の問題だとか、また様々な意味でのこういった実施に対してやらなければいけないこと等がござりますので、そういうことを考えると、なかなか四月は厳しいなど。現に、この法律案も、政府案が本年の二月に国会に提出されて、四月前後に通る見込み、四月より前に通ればいいなというようなところ、ああ、失礼、三月末、年度内に通ればいいなど、こういうことで提出をしてきたわ

けでありますけれども、現に、実際に施行するのは十月という実施のものであります。

そういう意味では、この法案が通つてから四月の実施を今回お願いしているところでございます。

○川田龍平君 ありがとうございました。

議員には、もう退席していただいて結構です。

○委員長(武内則男君) どうぞ退出していただきて結構です。

○川田龍平君 次に、政府に対して質問させていただきます。

国民年金の国庫負担分については一般会計から安定的に出し続けるべきですが、国庫負担を二分の一にするためにこのところ財源をころころと

○副大臣(櫻井充君) どうぞ退出していただきて結構です。

○川田龍平君 次に、年金受給の安心が得られるのか非常に疑問です。財政規律をきちんととした上で年金制度を組み立てるべきではないでしょうか。

○副大臣(櫻井充君) 川田先生がおっしゃるとおりなんだと思っています。

これ、一分の一に引き上げた時点で、自公政権でも安定財源を確保することができませんでした。二年前に私、財務の副大臣をやらせていましたときには、正直申し上げて、もう埋蔵金の限界がございました。そういう点で、安定財源をきちんととした形で確保するということがこれは年金制度を維持していくためにも急務であると、そう考

えております。

これは、消費税、今回引上げを国民の皆さんにお願いすることになりますが、このことをきちんと実現して年金財政を安定させていきたいと、そ

う考えているところでございます。

○川田龍平君 これは、経済情勢により消費税が増税されないこともありますが、その場合は國

民年金の二分の一の国庫負担を確保するためにはどう手当をするのでしょうか。その場しの

ぎで考えるのでは到底国民の信頼は得られないと思いますが、お答えください。

○副大臣(櫻井充君) これは、まず大前提を申し上げておきますが、やはり一番大事なことは何なのかというと、消費税を引き上げられる環境をつくっていくことなんだと思います。

○川田龍平君 ありがとうございます。

議員には、もう退席していただいて結構です。

○委員長(武内則男君) どうぞ退出していただきて結構です。

○川田龍平君 次に、年金受給の安心が得られるのか非常に疑問です。財政規律をきちんととした上で年金制度を組み立てるべきではないでしょうか。

○副大臣(櫻井充君) どうぞ退出していただきて結構です。

に、可処分所得をいかに増やすのかと、このことが一番の課題だろうと思って、いろんな形でマニフェストで訴えさせていただきました。例えば、ガソリンいうと暫定税率を廃止して、このことによって可処分所得を増やしてくる、それから子ども手当であるとか高校の無償化を実現するとか。

残念ながら、その当時の経済の状況が非常に厳しいものでありますから、例えば暫定税率の廃止を実現することができなかつた、それからもう一つは、我々の十六・八兆円の財源が捻出できるのではないかと思つていたこの見通しが非常に甘くてこういつた政策ができなかつた。

ですから、可処分所得を増やしていくという方向性は私は間違つていなかつたんだろうと思つていますが、大変言い訳になつて恐縮ですが、今のために、これは与野党共に一緒になつて努力していくことなんだと思つています。

しかし、その上で、仮にもそういう状況になった際には、その時点で改めて皆さんと御議論をさせていただきたいと思っています。

○川田龍平君 次に、年金の給付を過払いしている特例水準の解消についてですが、この解消はデフレが続く現下の状況では必要とならざるを得ませんが、そもそもデフレ脱却のための的確な施策を取れなかつた民主党政権の責任も大きいのではないかでしょうか。年金改革を目玉にした民主党の政権交代で長妻元厚労大臣が就任して三年以上がたちましたが、一体この三年は何だったのでしょうか。

○副大臣(櫻井充君) そこで、厚生労働省としてじゃ今後一体何ができるのかというと、まず一つは、イノベーションによって新しい製品なりを開発していくことによって経済を活性化していくんではないのかということ。

それから、決してこの国の国民の皆さんにお金を持っていないわけではありません、一千四百五十兆円の金融資産がございますから。ただし、これはなぜ国民の皆さんがあれをお使いにならないのかというと、老後の生活資金であるとか、それから病気や不時災害への備えであるとか、こういったものに對して不安がある、要するに将来に對しての不安があるからであつて、厚生労働省として医療、年金、介護、この制度をきちんと実現していくことが国民の皆さん安心につながつて、そして、そのことによつて支出をしていくことで経済が活性化していくことにつながると思つています。

もう一点は、医療や介護という分野が雇用の今受皿になつてきているということです。この十年

間で、医療や介護の分野、福祉の分野と言った方がいいのかもしれません。二百二十万人雇用が生まれてきています。ですから、こういった雇用を創出することによって今後の経済を回復できるように努めたいと考えております。

○川田龍平君 次に、年金生活者支援給付金の法案について質問をさせていただきます。

消費税が一〇%になった上に、本当に困窮している無年金や低年金の方への給付金が非常に少なく、何のための給付金なのか分かりません。一体、民主、自民、公明の三党だけの合意があるという議意図が何なのかを御説明ください。

○大臣政務官(糸川正晃君) この給付金制度は、

例えば、現役世代に低所得であつたため保険料免除を受け年金額が低くなってしまった方や、非正規労働で社会保険が適用されず、労働者であつた

のに所得比例の年金を受けられない方に對して給付金を支給し、年金以外の所得を合わせても基礎年金額程度の所得しか得られない高齢者の生活を支援するものでございます。

一体改革では、当初、低年金問題への対応として年金加算を行つことが提案されておりました。しかしながら、先生御指摘の三党協議の中で、保険料の納付意欲を損ない、社会保険方式になじまないという意見が出されまして、年金制度の枠外の給付金という形とし、加えて、給付金の額を保険料の納付意欲に悪影響を与えないよう納付実績に比例するということとされたところでござります。

低年金対策としての効果とともに年金制度への影響の双方を考慮した結果このようになります。そのところでもお伺いしましたが、経済情勢により消費税が増税されなかつた場合に、給付金はどう手当するのでしょうか。

○大臣政務官(糸川正晃君) 給付金法案の施行

は、法律上、消費税率が八%から一〇%に引き上がる時点とされています。平成二十七年十月一日を予定しております。

仮に消費税率引上げを停止ということになります。ならば、これに伴つて給付金の法案の施行も遅れるということになります。

○川田龍平君 最近、生活保護が手厚過ぎるとい

う批判が相次ぎ、生活保護の切下げが議論されています。現状の制度下では、生活保護は最後のセーフティーネットであり、最低限の文化的生活を送ることには間違ひありません。

しかし、一方で、生活保護の方が年金よりも多くもらえるという逆転現象も起きており、少ない

年金をもらうよりも生活保護を受けた方がいいかのように年金を納付しない傾向も高まっています。そういう意味で、高齢者が安心できるように生活保護より前のセーフティーネットをしっかりと年金制度を直す必要があると思いますが、そういう視点で年金制度を考え直す必要があるのではないかと想

か。

厚生労働省は生活支援戦略を近く打ち出すそうですが、公平感を保ちつつ、それでいて高齢者が安心できるセーフティーネットを構築するために生活保護制度と年金制度をどう整理していくつもりなのでしょうか、政府の見解をお伺いいたします。

識をしております。

先生御存じのように、この生活保護というのは、年金も含めたあらゆる収入あるいは資産等を活用取つていくことは非常に重要なことだと認めています。

今回のこの生活支援戦略の中身も、生活保護は支援が必要な人に確実に保護を実施していくとい

う考え方にあるものではありません。一方

で、今先生御指摘いただいたように、生活保護制

度と年金制度の中で、それぞれの役割、対象者、それから仕組みが異なりますけれども、その水準などについては様々な御意見があるということは十分承知をしております。ですから、こういった

様々な視点からの検討が必要であるということも問題意識として持っております。

今先生御指摘いただいたように、切下げの議論であることに間違ひありません。

しかし、一方で、生活保護の方が年金よりも多くもらえるという逆転現象も起きており、少ない

年金をもらうよりも生活保護を受けた方がいいかのように年金を納付しない傾向も高まっています。そういう意味で、高齢者が安心できるように生活保護基準については生活保護基準部会で、五年に一度実施される全国調査のデータ等を使いまして、現在の基準額と一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られているかということを専門的かつ客観的に検証して実施をしていくところであります。この点については今年末をめどに結論を取りまとめていきたいと。一方、年金については、これは三党あるいは国民会議等々できちんと結論をしていきたいと、このように思つております。

○川田龍平君 ここで、年金制度全般について大臣に質問いたします。

社会保障国民会議で民主党はどのような抜本的な年金制度改革を描こうとしているのでしょうか、財源とセットになった形で御説明ください。

○国務大臣(三井辨雄君) 民主党的年金制度は、非正規労働者の増大などによりまして、特に第一号被保険者の所得分布が低所得に偏ることなどで保険料の未納が深刻となつております。また、年金受給額の格差が大きくなっていることなど、現行制度の抱える課題に対する一つの対応策といつもしまして検討が進められているところでございま

す。民主党は、所得比例年金と最低保障年金の組合せによりましてこれらの課題に対応していく考え方を取つています。一方で、三党協議のメンバー

である自民党や公明党は現行の年金制度を基本的に維持すべきだという考え方を取つていると承知しているところでございます。

どちらの立場を取つたといたしましても、年金制度を安定的に運営していく上で先ほど述べまし

た課題に対していくことは必要と考えております。また、必要な財源の在り方を含めまして、是非今後の公的年金制度の在り方について国民会議などで議論していただきたいと、このように考えているところでございます。

○川田龍平君 次に、国民年金の納付率が依然と

して低水準のままであるが、若者たちが年金制度を信頼して納付できるように、若者に對し責任を持つて大臣御自身の言葉で説明していただけますでしょうか。

○国務大臣(三井辨雄君) 年金制度は、成人して社会に出てから、高齢者となり、人生を終えるまでの半世紀以上の長い期間にわたる生活保障の仕組みであります。この間に社会、経済の状況は大きく変わりまして、それを正確に予測できる人は誰もいないと、こういう具合に思つております。

それゆえに、若いころに保険料を納めて高齢者を支え、高齢者となつたらその実績を基に給付を受ける、世代を超えて支え合う仕組みが形作られたものだと考えております。制度の長期的な安定を図り、この関係を世代を超えて受け継いでいるよう努力していきたいと考えております。

今回の特例水準の解消は、このような意味でもとても重要なことだと考えております。是非とも世代を超えて御理解をいただきたいと思います。○川田龍平君 最後に、衆議院の解散について一言申し上げたいことがあります。

東日本大震災の地震、津波、原発事故という三重の苦しみからの復興が遅々として進まない中で、国会が今週で閉会してしまいます。東日本大震災復興特別委員会はもちろん、災害法制を多く所管する厚生労働委員会も閉会中審査をするべきです。

震災復興特別委員会はもちろん、災害法制を多くある自民党や公明党は現行の年金制度を基本的に維持すべきだという考え方を取つていると承知しているところでございます。

本方針が閉会中に決まってしまう可能性も高いです。厚生労働省としても、子ども・被災者支援法に基づく施策をきちんと復興庁に上げなければなりません。

被災者を置き去りにしていることに対する、政権

価に反映されないものはどんどん値上げされて、年金は日減りしていく、にもかかわらず、物価が下がったといつて、これは考慮しないんですよ。物価が下がったと、二・五%減額すると。さっき紹介した夫婦二人の世帯では、今よりも更に年七万円の減額になります。血も涙もないというのは私こういうことだと思うんですね。

大臣、これでも一・五%減額をしなければ年金支給額は高過ぎるんだと、今の支給額は、こう言えるのかどうか。今度、大臣、お答えください。

○国務大臣(三井辨雄君) 年金の支給額は、やは

り今の高齢者の所得を見ますと、決して、デフレ

影響下の受けている各世代とも減少傾向にありますけれども、しかし、その減少幅の最も小さいのが高齢者世代なんですね。すなわち、若い世代を含めて全ての世代を安心確保することが重要だと思っております。

また、現行の特例水準によります年金額は、本

来の給付水準と比較いたしまして毎年約一兆円の

給付増となつております。これは、将来世代の給

付を削つて今の世代に回していることにほかなら

ないと考えておりますし、また、社会保障と税の

一体改革では、若い世代を含めて全ての世代の安

心を確保することを目指しているところでござい

ます。

こうした点につきまして高齢者の方々にも是非

とも御理解賜りたいと、こういう具合に考えていま

るところでございます。

○田村智子君 それは、現役世代の給与の減など

が本当に問題で、国家公務員の給料もボーナスも

どんどん減らしていくわけですよ。今度は退職金

減らすといいますよ。それで今度は民間が公務員

も減らしたんだからつてまた減らすと。こつちに

歯止め掛けないで、民間も減っているんだと、高

齢者の下げ幅は少ないんだと、だからこの減額を

我慢してくれと。こんなことをやついたら日本

の景気どんどん悪くなる日本の社会どんどん悪く

なる、そんなこと目に見えていると思うんですね。

○国務大臣(三井辨雄君) 今の御質問でございま

すけれども、これは親の経済力あるいは幼少期

の生育環境によつて人生のスタートラインの段階

立場の方々にはやつぱり配慮が必要なんだと、だ

から年金あるいは児童扶養手当のこういう手当

額ですね、この手取り額の水準は維持しなくちゃ

いけないと。デフレで物価が下がつてたとして

も、生活実態を見るならば特例的な措置が必要

だつて言つてやられてきたことなんですよ。

こういうことはもう必要ないと、自民・公明政

権の下でもやつてきた政策はもう民主党政権は要

らないと、投げ捨てると、そういうことによろし

いんですか。

価に反映されないものはどんどん値上げされて、年金は日減りしていく、にもかかわらず、物価が下がったといつて、これは考慮しないんですよ。物価が下がったと、二・五%減額すると。さっき紹介した夫婦二人の世帯では、今よりも更に年七万円の減額になります。血も涙もないというの私はこういうことだと思うんですね。

大臣、これでも一・五%減額をしなければ年金支給額は高過ぎるんだと、今の支給額は、こう言えるのかどうか。今度、大臣、お答えください。

○国務大臣(三井辨雄君) 年金の支給額は、やは

り今の高齢者の所得を見ますと、決して、デフレ

影響下の受けている各世代とも減少傾向にありますけれども、しかし、その減少幅の最も小さいのが高齢者世代なんですね。すなわち、若い世代を含めて全ての世代を安心確保することが重要だと思つております。

また、現行の特例水準によります年金額は、本

来の給付水準と比較いたしまして毎年約一兆円の

給付増となつております。これは、将来世代の給

付を削つて今の世代に回していることにほかなら

ないと考えておりますし、また、社会保障と税の

一体改革では、若い世代を含めて全ての世代の安

心を確保することを目指しているところでござい

ます。

○田村智子君 それは、現役世代の給与の減など

が本当に問題で、国家公務員の給料もボーナスも

どんどん減らしていくわけですよ。今度は退職金

減らすといいますよ。それで今度は民間が公務員

も減らしたんだからつてまた減らすと。こつちに

歯止め掛けないで、民間も減っているんだと、高

齢者の下げ幅は少ないんだと、だからこの減額を

我慢してくれと。こんなことをやついたら日本

の景気どんどん悪くなる日本の社会どんどん悪く

なる、そんなこと目に見えていると思うんですね。

○国務大臣(三井辨雄君) 児童扶養手当等の各種

支給額は、これは年金での措置と同様に、平成十一

年から十三年の間に物価が下落したにもかかわらず手当額を特別的に据え置いてまいりました。こ

れは、母子家庭に関しては、死別の場合は遺族年

金、離婚の場合は児童扶養手当が支給されておりま

す。その際、同じく母子家庭に支給される遺族

年金と児童扶養手当のスライドの取扱いについて

均衡に配慮したものでございます。このため、今

回のスライドの特例分一・七%の解消につきまし

ては、年金の特例水準の解消に合わせて対応する

必要があると考へております。

○田村智子君 もう聞いていてむなしくなるんで

すけれども、どこが本当にチルドレンファースト

なこと。もうこの言い方は、民主党の皆さん、

やめていただきたいというふうに私思いますよ。

ね。今言つたみたいに、もう貯蓄もないんですよ。

母子世帯の貧困と、いうのは本当に今社会問題になつて、二〇〇九年度一五・七%だという数字出

した。数字出したりとも、じゃ、この貧困をどう

やつて解決するのかと、という対策は何にも出てこ

ない。よりによって児童扶養手当を減額するとい

う。これは政府の政策によつて貧困率を更に悪化

させることになるんじやないかと思いますが、大

臣、いかがですか。

○国務大臣(三井辨雄君) 今の御質問でございま

すけれども、これは親の経済力あるいは幼少期

の生育環境によつて人生のスタートラインの段階

立場の方々にはやつぱり配慮が必要なんだと、だ

から年金あるいは児童扶養手当のこういう手当

額ですね、この手取り額の水準は維持しなくちゃ

いけないと。デフレで物価が下がつてたとして

も、生活実態を見るならば特例的な措置が必要

だつて言つてやられてきたことなんですよ。

こういうことはもう必要ないと、自民・公明政

権の下でもやつてきた政策はもう民主党政権は要

らないと、投げ捨てると、そういうことによろし

いんですか。

○副大臣(櫻井充君) これは、済みませんが、現

役世代のためだつて言いますけれども、今度の提

案見てみると、年金だけじゃないじゃありません

か。児童扶養手当、まさに現役世代ですよ。障害

者、被爆者の皆さんの手当、これも今回の法改定

で一・七%の減額だと。世代間の対立なんかじや

ないです。もう収入の少ない苦しい立場の方の収

入どんどん減らして、そういうことが全く関係な

いような富裕層の方々、ここ何の影響もない。こ

うやつて格差がどんどん広がる一方の政策を進め

ているだけじゃありませんか。

私は追い打ちを掛けるものだと思います、たとえ

一・七%でも。直近の国民生活基礎調査、二〇〇

七年のものを見てみると、母子世帯の貯蓄分布、

一番多いのは貯蓄ゼロです。二九・六%に上りま

す。その次に多いのは、五十万円未満の貯蓄だと

か。これ、定期的に収入として入つてくる児童扶

養手当がこの母子世帯にとってまさに命綱だ、こ

れ明白ですよ。

○田村智子君 なつて、二〇〇九年度一五・七%だという数字出

した。数字出したりとも、じゃ、この貧困をどう

やつて解消するのかと、という対策は何にも出てこ

ない。よりによって児童扶養手当を減額するとい

う。これは政府の政策によつて貧困率を更に悪化

させることになるんじやないかと思いますが、大

臣、いかがですか。

○国務大臣(三井辨雄君) 今の御質問でございま

すけれども、これは親の経済力あるいは幼少期

の生育環境によつて人生のスタートラインの段階

立場の方々にはやつぱり配慮が必要なんだと、だ

から年金あるいは児童扶養手当のこういう手当

額ですね、この手取り額の水準は維持しなくちゃ

いけないと。デフレで物価が下がつてたとして

も、生活実態を見るならば特例的な措置が必要

だつて言つてやられてきたことなんですよ。

こういうことはもう必要ないと、自民・公明政

権の下でもやつてきた政策はもう民主党政権は要

らないと、投げ捨てると、そういうことによろし

いんですか。

○副大臣(櫻井充君) これは、済みませんが、現

役世代のためだつて言いますけれども、今度の提

案見てみると、年金だけじゃないじゃありません

か。児童扶養手当、まさに現役世代ですよ。障害

者、被爆者の皆さんの手当、これも今回の法改定

で一・七%の減額だと。世代間の対立なんかじや

ないです。もう収入の少ない苦しい立場の方の収

入どんどん減らして、そういうことが全く関係な

いような富裕層の方々、ここ何の影響もない。こ

うやつて格差がどんどん広がる一方の政策を進め

ているだけじゃありませんか。

私は追い打ちを掛けるものだと思います、たとえ

一・七%でも。直近の国民生活基礎調査、二〇〇

七年のものを見てみると、母子世帯の貯蓄分布、

一番多いのは貯蓄ゼロです。二九・六%に上りま

す。その次に多いのは、五十万円未満の貯蓄だと

か。これ、定期的に収入として入つてくる児童扶

養手当がこの母子世帯にとってまさに命綱だ、こ

れ明白ですよ。

○田村智子君 なつて、二〇〇九年度一五・七%だという数字出

した。数字出たりとも、じゃ、この貧困をどう

やつて解消するのかと、という対策は何にも出てこ

ない。よりによって児童扶養手当を減額するとい

う。これは政府の政策によつて貧困率を更に悪化

させることになるんじやないかと思いますが、大

臣、いかがですか。

○国務大臣(三井辨雄君) 今の御質問でございま

すけれども、これは親の経済力あるいは幼少期

の生育環境によつて人生のスタートラインの段階

立場の方々にはやつぱり配慮が必要なんだと、だ

から年金あるいは児童扶養手当のこういう手当

額ですね、この手取り額の水準は維持しなくちゃ

いけないと。デフレで物価が下がつてたとして

も、生活実態を見るならば特例的な措置が必要

だつて言つてやられてきたことなんですよ。

こういうことはもう必要ないと、自民・公明政

権の下でもやつてきた政策はもう民主党政権は要

らないと、投げ捨てると、そういうことによろし

いんですか。

○副大臣(櫻井充君) これは、済みませんが、現

役世代のためだつて言いますけれども、今度の提

案見てみると、年金だけじゃないじゃありません

か。児童扶養手当、まさに現役世代ですよ。障害

者、被爆者の皆さんの手当、これも今回の法改定

で一・七%の減額だと。世代間の対立なんかじや

ないです。もう収入の少ない苦しい立場の方の収

入どんどん減らして、そういうことが全く関係な

いような富裕層の方々、ここ何の影響もない。こ

うやつて格差がどんどん広がる一方の政策を進め

ているだけじゃありませんか。

私は追い打ちを掛けるものだと思います、たとえ

一・七%でも。直近の国民生活基礎調査、二〇〇

七年のものを見てみると、母子世帯の貯蓄分布、

一番多いのは貯蓄ゼロです。二九・六%に上りま

す。その次に多いのは、五十万円未満の貯蓄だと

か。これ、定期的に収入として入つてくる児童扶

養手当がこの母子世帯にとってまさに命綱だ、こ

れ明白ですよ。

○田村智子君 なつて、二〇〇九年度一五・七%だという数字出

した。数字出たりとも、じゃ、この貧困をどう

やつて解消するのかと、という対策は何にも出てこ

ない。よりによって児童扶養手当を減額するとい

う。これは政府の政策によつて貧困率を更に悪化

させることになるんじやないかと思いますが、大

臣、いかがですか。

○国務大臣(三井辨雄君) 今の御質問でございま

すけれども、これは親の経済力あるいは幼少期

の生育環境によつて人生のスタートラインの段階

立場の方々にはやつぱり配慮が必要なんだと、だ

から年金あるいは児童扶養手当のこういう手当

額ですね、この手取り額の水準は維持しなくちゃ

いけないと。デフレで物価が下がつてたとして

も、生活実態を見るならば特例的な措置が必要

だつて言つてやられてきたことなんですよ。

こういうことはもう必要ないと、自民・公明政

権の下でもやつてきた政策はもう民主党政権は要

らないと、投げ捨てると、そういうことによろし

いんですか。

○副大臣(櫻井充君) これは、済みませんが、現

役世代のためだつて言いますけれども、今度の提

案見てみると、年金だけじゃないじゃありません

か。児童扶養手当、まさに現役世代ですよ。障害

者、被爆者の皆さんの手当、これも今回の法改定

で一・七%の減額だと。世代間の対立なんかじや

ないです。もう収入の少ない苦しい立場の方の収

入どんどん減らして、そういうことが全く関係な

ですね。だったら、格差の解消をやればいいじゃないですか、格差の解消を。富裕層とか大企業とか、求めるべきところいろいろあると私たち提案していますけれども、今日はそういう議論には時間がないのでやりませんけれども、本当に冷たい政権だなというふうに言わなければならないといふうに思います。

昨日の衆議院の審議でも紹介されていましたけれども、全日本年金者組合女性部が今年、女性高齢者生活実態調査を行いました。全国から一万八千四百八十一人の年金生活の女性からの回答を得た調査、これまとめられました。生活が苦しい、三〇・二%、何とか暮らせる、六六・三%、年金だけでは足りなくて貯金を取り崩して生活している、一七・九%。節約できるものは全て節約している、旅行や欲しいものは諦めて潤いのない生活をしていると、こういう記述もたくさんあります。

高齢者の人口比率は高いと。確かに高いからこそ、高齢者の方が年に何回かは旅行も楽しめて潤いのある生活を送つてこそ私は日本の経済も元気が出るはずだというふうに思うんですね。これやらなかつたら社会保障の土台なんか築くことができないですよ。なのに、物価スライドのみに固執して年金の減額を行う、手当の減額を行うと。これ、やるべきじゃないということを重ねて強く主張したいと思います。

今日もう一問聞きたいのは、年金については、女性の低年金、これ本当にもつと焦点当てるべきだと思います。

日本婦人団体連合会発行の女性白書、二〇一二年版というのを見てみると、厚生労働省の資料を基にして厚生年金の男女格差というのを検証しています。男性は月額二十万円前後のところに受給者層の山があるんですね、受給者数の山があります。ところが、これに対して女性は十万円前後、これが圧倒的に多いんです。これは女性に努力が足りなかつたからではないですね。今、年金生活の女性の皆さん、給料ももらわずに農業や自営業で働いてきたとか、会社勤めしても結婚や出産

で退職が当然と、こういう時代を生きてきた方々

です。当然、年金受給額が少なくならざるを得ないことが、今も同じだと思うんです。女性の半数以上、非正規です。数も割合も今最多です。不安定な雇用、賃金も低い、こういう実態を変える

ことが女性の低年金問題にとって不可欠だと思いますが、大臣、一言いながらでどうか。一

言いいです、短くお願ひします。

○国務大臣(三井辨雄君) 御指摘のとおりでございまして、今先生のおっしゃるとおりでございまして、私、今も同じだと思うんです。女性の半数以上、非正規です。数も割合も今最多です。不安定な雇用、賃金も低い、こういう実態を変える

ことが女性の低年金問題にとって不可欠だと思いますが、大臣、一言いながらでどうか。一

言いいです、短くお願ひします。

○田村智子君 そこで具体的に聞きたいんです。

日本年金機構のアシスト職員、非正規雇用で女性が多いとお聞きしますが、このアシスト職員二千八人が来年三月末で雇い止めをされようとしています。二千八人の大多数は、機構発足時に通常の業務に必要だという職員一万五千人の中に含まれる方々です。臨時的な仕事ではありません。

声が起きています。

社会保険庁のときも含めると五年、十年と働くべきだと思います。

千八人が来年三月末で雇い止めをされようとしています。二千八人の大多数は、機構発足時に通常の業務に必要だという職員一万五千人の中に含まれる方々です。臨時的な仕事ではありません。

声が起きています。

雇用契約の期間というのは、現在、就業規則で更新回数、先生御指摘のように二回ということになつてございまして、「二十四年度末に雇用契約が満了となる者が約二千名生じる予定でございます。

有期雇用職員の雇用契約につきましては、機構と本人の間で契約期間や契約更新等の諸条件を締結しているところござります。今後、原則として雇用契約書に沿つた対応を進めていくというふうに聞いております。

○田村智子君 甘いと思うんですよ。さきの通常国会で労働契約法の改定やりましたね。五年を超えて有期雇用契約が結ばれた場合、労働者が求められる無期雇用への転換が使用者に義務付けられるわけですよ。

を締結しているという認識の下で労働法令に従つて適切に対処されるというふうに考えてございま

るんですね、契約更新は二回までだといって。労働契約法改定の趣旨は何だったのか。労働基準局長、確認したんですけど、これは合理的理由のない雇い止めをなくして雇用の安定を図るということが改定の趣旨だったんじゃないですか。局長、短くいいです、お答えください。

○田村智子君 現に、もう三月に切ると言つています。

うかを聞く、そのぐらいのことできるんじやないですか、どうですか。

○大臣政務官(糸川正晃君) 日本年金機構につきましては、事業の効率的な運営を図りつつ、可能な限りの雇用の安定を図っていくということが大事であるということの点につきましては、これは先ほども御説明しましたが、一般の民間の法人と変わるものではないというふうに考えてございます。

その上で、実際に雇い止めされるという事態が生じた場合には、単に就業規則の規定や雇用契約書の内容のみによって雇い止めが無条件に認められるのではなくて、様々な事情を総合判断して雇い止めの可否が決せられるのが裁判例の傾向であるということをごぞいます。

日本年金機構の有期雇用職員の雇用契約については、機構と本人との間であくまでも契約期間や契約更新等の諸条件を締結するなど、これまでも労働関係法令にのつとつて対応してきましたが、今後とも適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長(武内貢男君) 時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○田村智子君 溝みません。

働いてもらう方、これ必要なんですか。個人情報も扱います。責任持つて働く方が必要なんですよ。国民の権利にもかかわる問題になつてくるわけです。これ、お膝元のところでこんなことをやられたら民間に期待するなんて言えないです。是非、指導するということを強く求めて、質問を終わります。

○福島みずほ君 ありがとうございました。
社民党の福島みずほです。

昭和六十一年の年金法改正の制度設計において、老齢基礎年金の額は六十五歳以上の単身無業者の基礎的な支出を保障するものとして月額五万円とされました。その基準となつたのが総務省全国消費実態調査です。六十五歳以上の単身者の平

均的生活費のうち、食料費、住居費、光熱費及び被服費に対する支出額で、當時合計四万七千六百

十四でした。この金額は、二〇一年現在、六万七千八百八十四円となつております。これに対して老齢基礎年金は満額六万五千七百四十一円です。一千四百四十三円のマイナスとなつております。この逆転現象はいつから起きているんでしょうか。基礎的の支出すらカバーできていない基礎年金の現状は理念と乖離しているのではないかですか。

○大臣政務官(糸川正晃君)　この基礎年金の水準につきましては、昭和六十年の改正による創設以来、単身無業者の基礎的消費支出を基に設定されました。しかしながら、平成六年以降は全世帯の消費水準の伸びや物価変動などを総合的に勘案して設定することとしております。これは、年金制

度が全体として成熟化していく中で、高齢者の消費支出が増加し、その増加する消費支出を基に年金水準を設定いたしますと、更にそれが消費支出の増大を招いて現役世代の生活水準とのバランスを欠くというような問題が生じたためございます。

なお、平成六年以降で見ますと、基礎年金水準は単身高齢者の基礎的な消費支出を下回っているものの、夫婦一人で見ますと常に基礎的消費支出を上回る水準となっています。

○福島みづほ君 夫婦は上回っているんですが、

平成六年から逆転している。「おひとりさまの老

後」という本もありますけれども、単身世帯は多いわけで、結局、年金よりも実際支出、基礎的な支出の方がはるかに、はるかにというか上回つているわけです。結局、このことについて生活ができないという問題があつて、基礎年金の給付額がやはりしっかりと保障されることが必要ではないか。

例えば、今後、特例水準の解消によって年金額は引き下げられますが、むしろ年金支給額は基礎的支出を上回るよう制度設計をすべきだと考えますが、いかがですか。

構築した生活基盤や老後の備えと併せて、一定の水準の生活を可能とするものでございます。必ずし

も年金だけで老後生活を賄うというものではございません。基礎年金の水準につきましては、給付と負担のバランスや長期的に年金財政が持続可能であるかなどの観点と併せて考えることが必要でございます。また、現行の特例水準による年金額は、本来の給付水準と比較いたしまして毎年約一兆円の給

この社会保障と税一体改革では、若い世代を含め、全ての世代の安心を確保することを目指してございます。こうした点につきまして、高齢者の付を削って今の世代に回していることにほかならないわけでございます。

○福島みづは君 高齢者というの別なんです。でも、事前にもちよつとお聞きしていましたが、年金だけで老後の生活を支えるとは考えていない。というのは、私は実は腰を抜かすほど驚きました。

つまり、貯蓄のない人も増えていますし、非正規雇用の皆さんも増えているので、更に今よりも将来貯蓄のない人が増えると思います。結局、厚労省が「年金だけで老後の生活を支えることは考えていい

やはり世代間の格差の是正というのは必要ですが、もつと不公平平税制の是正や、富裕層と貧困層をどうするかとか、もつと根本的にやらないと、年金だけでも老後の生活を支えるとは考えていないと国民聞くときっと腰抜かすと思いますので。いかがですか。

○副大臣(櫻井充君) もうこれ福島先生御案内のことかと思ひますが、元々のこの年金制度というのは、夫婦が生活していくことを前提としてつくられていましたね。これは、昭和二十五年当時の例えば三十五歳から三十九歳で結婚して

いる割合が九十たしか七%ぐらいです。ですから、先ほど糸川政務官から答弁がありましたが、夫婦

二人の場合にはこれは年金額の方が基礎的な支出よりも上回っているわけです。
問題は何かというと、残念ながら今の社会では結婚しない方々がどんどん増えてきていて、それから、今、福島委員から御指摘があつたようにパート労働者であるとかそれから賃金が低い人たち、こういった社会環境が随分変わつて

まいりました。
ですから、そういうことにに関してある程度きちんととした形でもう一度調査をし直して、それに適合するような制度設計、もしそこにきちんとやっていかなければいけないものがあるとすれば、これ考えていくところに来ているんではない

「お福島みづほ君の件の件のことなど、そういうふうに思つております。これは今回、ちょっと何人の先生方からこういう質問をいたやすく中で、ここはちょっとと、今、省の中でも少し議論を始めさせていただいているところではございます。

だったとしても、どちらかが「くなればいいけれど、一人になるわけですから、一人で単身で暮らす、特に、正直言うと、女性にとつて切実で、高齢者になれば女性の単身で暮らすことは非常につづばり

○副大臣（櫻井充君） ちよつと済みませんが、一
足飛びに見直すと「うごとこまなりませんから、
増えてるわけで、そこでやはり年金で暮らして
いける、生活を支えるという設計にしなければな
らない。是非、今、櫻井副大臣がおっしゃいまし
たが、制度設計そのものをやっぱり見直す必要が
ある。例えば、単身世帯でどうかという、個人单
位ということも必要ですし、是非その検討をよろ
しくお願ひします。

まず実態調査から始めさせていただければ、そ
う思います。

○福島みずほ君 実態調査から始めさせていただい
て、現時点ではやっぱりもうそれでいいので、
その点を是非よろしくお願ひします。

特例法準の解消によって基礎年金が段階的に減らされるが引き下げられる一方で、消費税は八%、一〇%と引き上げられることがあります。年金給付が基礎的支出を下回る中で、福祉的給付が満額五千円あつたとしても、消費税による可処分所得の目減りは免れることはできません。福祉的給付は納付期間に比例して支給額が決まるため、年金額が低い人はどう支給額も低いと、生活支援効果は低いとも言われております。対策になつていらないんじゃないでしょうか。生活できる年金にするために対策が必要ではないですか。

○大臣政務官(糸川正見君) この一休改革では、当初、低年金問題への対応として年金加算を行うことが提案されておりました。しかしながら、三党協議の中で、保険料の納付意欲を損なつてしまい、社会保険方式になじまないというような意見が出たところでございます。この意見を踏まえて、年金加算については三党合意において年金制度の枠外で福祉的給付として実施されることになったところでございます。給付金の支給につきましては、こうした協議の経緯を踏まえまして年金受給者を対象としております。

低所得者対策といしましては、一体改革全体の中での、低所得者の保険料の軽減などの社会保障制度における低所得者対策の強化や給付付き税額控除の導入に向けた検討が行われるということでお承知をしております。

○福島みずほ君 紙付付き税額控除は、これからいろんな制度がなければなかなか実現ができますし、今政務官、うんうんと言つていただいていますが。ですから、やっぱり今対応を取る必要があるんではないか。国民年金加入の低所得者に対して、給付実績に応じて基準額五千円を加算することについて、年金制度の枠外の低所得者への福祉的給付としておりますが、事務手続を日本年金機構に委託するなど、実質年金化しております。国民年金、基礎年金しか給付のない人にのみ加算されるのは年金制度の骨格をゆがめるのではないで

○大臣政務官(糸川正晃君) この今回の給付金制度は、例えば、現役世代に低所得であつたため保険料免除を受け年金額が低くなつてしまつた方や、非正規労働で社会保険が適用されない方で、労働者であつたのに所得比例の年金を受けられないというような方にとつて、将来の安心を確保するため、低所得である年金受給者に重点的に給付金を支給するものでございます。この給付金につきましては、保険料納付実績に比例して給付金の額を計算することとし、年金制度における給付と負担のバランスに悪影響をなるべく与えないよう配慮することとしております。

低年金の対策としての効果とともに年金制度への影響の双方を考慮した結果としての判断であることにつきまして御理解をいただきたいというふうに思います。

○福島みづほ君 逆転現象が起こるということについてはいかがですか。

○大臣政務官(糸川正晃君) 払った方と払っていない方とのバランスというものがございますので、そこに悪影響を与えないようにしていきたいというふうに思っております。

○福島みづほ君 国民年金保険料の納付率がどんどん下がっております。特に、増加する非正規労働者にとって、国民年金保険料などの納付は非常に負担となつております。その対策はどう手を打つのでしょうか。

○大臣政務官(糸川正晃君) 平成二十三年度の国民年金の保険料の現年度納付率は五八・六%といふことでございます。大変厳しい状況にあるといふうに認識をしてございます。

納付率低下の原因としましては、納付率の高い高年齢の方の割合が低下しているということに加えまして、収入が低く安定していない臨時・パートの方の割合が増えていることと、また、被保険者の世帯の収入が減少していることなどが考へられてございます。この対応としまして、こうした所得の低い方が国民年金の未納者にならないよう所得に応じたきめ細かな免除の制度がござい

○福島みずほ君 前大臣への質問で、第三号被保険制度の見直しについて御質問をしました。この問題に取り組むということだつたんですかが、いつ見直しの法案が提出される予定なんでしょうか。
○國務大臣(三井辨雄君) 今、第三号被保険者制度につきましては、所得のない専業主婦にも将来の年金を確保するという目的から導入されました。保険料の負担をせずに基礎年金を受けられることから、保険料を負担している単身女性や自営業の妻などと比較して不公平ではないかということをかねがね指摘されておりました。この問題につきましては、社会保障・税一体改革にありますように、短時間労働者への厚生年金の適用拡大を進めているところでもございます。
税制における配偶者控除の在り方や新年金制度の検討を含めた今後の公的年金制度についての検討の中で総合的に検討してまいりたいとこういう具合に考えているところでございます。
○福島みずほ君 是非、これは前大臣も約束してくださいさつしたことなので、よろしくお願ひします。
薬害問題に対する第三者委員会について一言お聞きをします。
閣法によつて薬事法を改正し、薬害に関する第三者委員会をつくるという動きは一体どうなつてゐるんでしょうか。この厚生労働委員会は、やはり薬害の根絶というのがやっぱり大きなテーマであります。様々な薬害が起つております、独立性の高い第三者委員会をつくつて、政府が率先して薬害防止を努めるべきだと考えますが、いかがですか。
○副大臣(櫻井充君) 先ほど川田委員にお答えいたしましたが、薬害を根絶するということと自体はこれは厚生労働省だけではなくて、国民全体と一緒にきちんとした形で取り組んでいかなければいけない問題だと思っております。
その中で、先ほども閣法でというお話をあつた

（福島みずほ君）やつぱり、それは合意に反していると思うんですね。

審議会の数を増やせないというのを一応理解はしますが、これって本末転倒じゃないですか。重要なことについてはやっぱり審議会できちり議論をして、政府が責任を持つて、もちろん櫻井副大臣おっしゃるとおり、みんなでやるべきことで、根本は政府が薬害根絶のための第三者委員会をつくるという覚悟を示していくことが必要じゃないでしょうか。

議員立法で第三者委員会設置法案が出されおりますが、この議員立法の設置法案に関しては、薬害被害者から、自分たちが全く望まない内容の法案などを含め、たくさんの批判が出ております。当の薬害被害者が受け入れられないものをつくつてどうするのかとも思っています。是非これは政府が責任を持って約束したとおりやっていただきたい。審議会の数がこのために増えたって、国会議員文句言わないですよ。よろしくお願ひします。

○副大臣（櫻井充君） これ、平成十一年の閣議決定事項なんです。この閣議決定事項をどう見ていくか。要するに、このことだけではなくて、ほかの閣議決定事項についてどう見ていくのかということはあると思います。

これは福島委員のおっしゃることも重々理解して申し上げておりますが、じや、例えば何かほかのものも大事だと、そうすると、いろんなものがある部ルールを無視してつくられていくことになつ

請を含めまして賃金等の労働条件についても確認しているところでございます。

除染手当の支払につきましては除染業務の発注条件となつておりますが、今回の事案が発

注者であります環境省において元請事業者を指導していると承知しておりますが、発注元であります、発

条件の書面明示等を確実に実施するよう要請を行つたところでござります。

厚生労働省いたしましては、除染手当の支払が労働契約で定められておりますのに支払われてない場合には労働基準法違反となりますので、これにつきまして各事業所を労働基準監督署で厳しく是正指導をしていきたいと考えております。

○委員長(武内則男君) 時間が来ておりますので、まとめてください。

○福島みづほ君 どうか、これはしっかりとやつてください。

新聞にも出ておりましたが、労働基準監督署の仕事が増えているにもかかわらず、労働基準監督官の数がとても少なく、削減をされている。こういう部門、ほかのところもそうですが、こういう削減は問題で、増やすべく社民党は頑張りますので、労働基準監督署、頑張つてこれをちゃんと指導してください。よろしくお願ひします。

○谷岡郁子君 本日、無所属議員の会派から谷岡郁子です。

先ほど來の質疑を聞かせていただきまして、本当に面白く、そして勉強になるという思いで聞いておりました。とりわけ、先ほど来副大臣とそして福島みづほ先生がおっしゃっていた、議員立法にすべきなと言わば閣法でいくべきなのかといふような議論を聞いていまして、なるほどなど。立法府がどこまで立法府であるのか、そういうことを、このから行政府であるのか、そういうことを、この時代に合った形でやつていただけるのかということ

についてどれほど国民に対する誠実であったのかということを私は今大変疑問に思っております。

この厚生労働委員会、大変重要な問題を審議す

るということは皆さんもう御理解されているとお

りであります。しかし、その一方、今年の通常国

会から今日に至りますまで、明日は解散されるそ

うですが、どれだけの時間が実際委員会として審

議がされたのだろうか、それは今差し迫るこれだ

け大きなニーズに対しても十分な審議時間であったのか、これはデータをひもといてみれば、振り返

てみれば多分明らかになるだろうと思ひます。

私たちは、同じだけの給料をいただきながら、ずっと待機を続けながら、しかしながら委員会の

時間というものが本当に十分に取れてこなかつたのがこの通常国会であり、そして臨時国会ではな

かつたかと。これは今更誰の責任という、そう言

うつもりはございません。しかしながら、私たち

は実際に審議を十分にはしてこれなかつた。その

何よりの証拠は、今日こういう形での時間に、

昨日突然、夜、もう理事の中にも、あるいはオブ

ザーバーの中にも帰つてしまつた方がいられたと

いうような状況の中で突如この委員会が入れられ

て、ほとんど十分な準備の時間与えられずに私た

ちが今日ここに集まつているということだと思います。

でも、私たちは、やはり十分な審議時間という

ことをどういう形で取つていくのかということは

問題にしなければならない。同時に、一方で、私

はいつも大臣を拘束するということが正しいこと

だとも思つてゐるわけではありません。ですから、

そういう新しい国会のルールということに資す

る、そのつもりで私は今日は審議をさせていただきたい、幾つかの質問をさせていただきたいと思

います。

修正協議、修正案といふものがこの委員会で今日、本日話題になるということあります。実は三党協議による修正といふことが言われておるわ

けですが、このいわゆる三党協議あるいは三党合意と言われるものは一体どういうものなのか、修

正者自身から御説明いただけますでしょうか。

○衆議院議員(岡本充功君) 御質問いただきまし

た。

本日御審議されております国民年金に関するこの法律につきましては、我々民主党内で議論をし、そしてどういう修正案がいいのかということを議論をしてきて民主党で提出をしているという法律

でありまして、先生が御指摘の三党協議というの

がどういう定義かとというのはちょっと私も理解不足かもしれませんけれど、本日御審議いただいて

いる国民年金法の一部改正法について、提出者は

民主黨であるということを御理解いただきたい

と、このように思つております。

○谷岡郁子君 そうすると、いわゆる三党、自公

民の三党というのはまるで関係ないというお答え

でしようか。

○衆議院議員(岡本充功君) いや、まるで関係な

いというのもちょっとあれなんですけど、民主党

の中でもどういう修正案があり得るかということ

は、確かに党内での議論はさせていただき、様々

な御意見をいただいたところであります。

今回提出した法律、確かに衆議院においては、

私の記憶が正しければ自由民主党さんと公明党さ

んと維新の会も賛成されたんじやないかと理解を

していますけれども、そういうほかの会派の皆さ

んにも御賛成はいただきましたけれども、そ

いふた経緯でございます。

○谷岡郁子君 その今申し上げた三党と言われる

ところの他の二党とは賛成をいたいたと話

なんですが、ではなぜほかの党の皆様には賛成

をいただかれなかつたんでしようか。

○衆議院議員(岡本充功君) 何で賛成をされなかつたか。それぞれ、私の記憶が正しければ共産

○衆議院議員(岡本充功君) 持ちかけられたんですか。

○衆議院議員(岡本充功君) こういう修正案を出しますということでお話を事前にさせていただきました。

○衆議院議員(岡本充功君) 協議とかいうのは、あくまでもマスコミがそう言つてゐるのであって、そういう事実はない、

そういうことでしょうか。

○衆議院議員(岡本充功君) 私の見た新聞では民

主党、自民党がとうふつな書き方がされていた

ような記憶があります、この法案に関しては、そ

ういう意味では、三党協議という言葉が載つてい

た新聞があるのか、ちょっと私も記憶にないですけれども、私の見た新聞は、たしか民主党、自民

党が合意したというような書きぶりをしている新

聞があるなと思って見た記憶はござります。

○谷岡郁子君 それは事実でないとおっしゃつて

いるわけでしょう。

○衆議院議員(岡本充功君) いや、事実じゃない

というか、何が事実じゃないとということでしょう。

○衆議院議員(岡本充功君) というか、何が事実じゃないと

か。新聞に載つていたのは、民主党、自民党が合

意をしたと書いてある、私もこれ定かじやないで

すけど、そういう新聞があつたような記憶がある

ということです。

○谷岡郁子君 例えは、これは、じゃ、自民党さ

んと協議をなさつたとかという事実はないとい

うふうてよろしいんでしょうか。

○衆議院議員(岡本充功君) ですから、委員会の

前にいろいろな会派の皆さん方にこういう修正案を

出しますよというお話はさせていただきました。

○谷岡郁子君 では、どこかほかの党によつて、

党の御意見によつて、例えは皆さんの方に對し

て何らかの修正が加えられたとか、何らかの調整

がなされたとか、そういうことは一切ないとおつ

しゃつて

いるんでしようか。

○衆議院議員(岡本充功君) 私がもちろん話をし

た範囲ではいろんな御意見があつたと思います

が、どの方がどういう意見を言つたかということ

はここで明らかにするといつもりはございませ

ん。

○谷岡郁子君 それは、じゃ、岡本委員、いわゆる皆様のところに御説明なさつたりするのにどのくらいの時間を使われましたか。

○衆議院議員(岡本充功君) いや、どのくらいの時間使つたか。いや、私、ちょっとその時間までは正確に覚えてないので、御答弁ちょっとと御容赦いただきたいと思います。

○谷岡郁子君 何人ぐらいの方と協議なさいましたか。

○衆議院議員(岡本充功君) 何人の人と協議をしたかですか。私もそれも段階数えているわけではないで、委員会でお答えできるほど正確な数字はちょっと分かりません。

○谷岡郁子君 例えばメモですとか議事録ですか、そういうものをお残しになりましたでしようが、そういうものをお残しになりましたでしようが、

○衆議院議員(岡本充功君) 残していません。

○谷岡郁子君 国会というものの中に公式な協議と非公式な協議というものが一定あるということは、私もそのとおりだろうというふうに思います。

しかし、その一方で、民主主義というのは、民主主義自身が一つの方向性や理念というものを持つていてあります。民主主義とは何か持つていているわけではありません。民主主義とは何かとすることをあえて定義付けるならば、プロセスであり、その経緯というものをいかにしっかりとつくっていくかということであり、それは言つてみれば手続論であると思います。

同時に、それがいかに民主的に開示されているのか、公のものとなつて多くの人々、ステークホルダーと言われるような人たちがそれに接することができるかということだと思います。別に私は、ある意味で何もかもが全部さらけ出せばいいというふうに言つておるわけではありません。しかし、それはやはりバランスの問題であり、そしていかにしてからと公のところで議事録を残して、議論というものが確保され、そして人々にとって開示されたものになり、検証可能なものになるかということによつて、やはり民主主義といふ

ルールというものはできいくんだろうというふうに思うわけです。

そうしますと、この修正というものがなされて出でてきていると。しかし、今日、私たちには先ほど申し上げたような経緯の中でこの委員会を開いて

申しあげたように、本当にこれでいいんだろうかということがあります。もとと私たちはそういう公の議論を討しなければならない問題というのがある。そして、ここで議論されたことは全て議事録に当然残る、国民の検証もされる、メディア、そして場合によつては歴史的な検証もされるということだと思います。もとと私たちはそういう公の議論をしきりしなければならないんではないのか。

例えば、その小委員会がつくれるかもしれないが、何か向かい合つた質問と討論、答弁と、ある意味での弁明と、これでお認めください、もうこれからは変わらないんですからと。

本来は国会が表で修正すべきものが何かほとんどの裏で隠れてしまつて、実質の審議といふものが実は密室の中で行われていて、表は単なるショード形骸化されたような形になつてゐる。それすらもほとんどこの一年間の国会で行われてこなかつたということを私たちはやっぱり本当に省しなければならない状況にあるんじゃないかなというふうに私自身は思つています。

そこで、大臣そして副大臣にお尋ねしたいんですけどね。やはりもつと私たちは活発に委員会で議論すべきではなかつたか、この一年のこの厚生労働委員会の開かれ方というのはやっぱり十分と言えます。やはりもつと私たちは活発に委員会で議論すべきではなかつたのではないかと私は思つておりますが、それについての御見解がおありでしたら教えていただきたいたいと思います。

○國務大臣(三井辨雄君) 谷岡委員のおつしやる

こともよく分かります。しかし、時間のない中で本当に、やはりこの消費税問題、社会保障の税と一体改革についてはやはり私たちも重要な問題と考えておりますから、その中で本当に御審議をい

ただきたいなというのは私の考え方でございます。

○副大臣(櫻井充君) 国会の御審議については、これは国会が決ることでございます。ですから、政府としてこのことについてどうかという意見を述べる立場には私はないと思つています。

ただ、政府の人間としてではなく政治家個人としていう問いかけであれば、それについて何点かを申し上げたいと思います。

元々、たしか私の記憶が正しければ、本会議だけ議会というのは運営されていたのではないかと

かと思ひますが、案件が増えたがゆえにこういふ委員会が行われるようになり、つまり何かといふと、審議の効率化のためにこういうことが行われてきたんだと思つています。

そうすると、例えば、谷岡委員も経験されていましたかと思ひますが、本当に御尽力いただきたのかと、いうと、相当な部分が、これは与野党共にかなりの時間はこういう委員会の場ではなくてほかの場面で御議論されていました。ですか

ら、それをもつとして私は全面的に否定されるのかと思ひますが、本当に御尽力いただきたのかと思ひます。もとと私たちは福島の子供たちの法案です。あれはどうだったのかと、これは与野党が入った状況の中で作られてきたと、そして議論されてきました。

それから、今の国会の状況の中で申し上げれば、これ衆参ねじれていますから、そうするなどいう形で進めていくのが一番合理的なのかと、いうことを考えてきたのが、基本的にまずは取りあえず三党間で骨格をつくることとということだと思つて

います。これは全ての決定事項ではないと思っていまして、私は社保と税の一体改革の与党の筆頭理事事をやらせていただきましたが、その中で問題点があるんであればその委員会の中で修正をしていきましょうと、そのことを実現していかなければ参議院の自殺行為になるんだと、これは多

くの参議院議員の方々に同意していただいたことです、それから何か問題があれば修正されるのは当然だと、これはたしか、私は総理はそういうふうに発言されていましたではなかつたのかと思つておりますが。いずれにしろ、今回のことに関し

て申し上げれば、繰り返しになりますけれども、あるものを決めなければいけない、今国会の状況の中でこういう知恵を出して私は今まで議論を

されてきたことではないのかと、そういうふうに思つてあります。

最後に、もう一度繰り返しになつて恐縮ですが、国会のことはこれは国会でお決めになることであります。済みませんが、これは我々政府の関係者としての発言ではないということについては御理解いただけます。

○谷岡郁子君 その点についてはもちろん理解いたしますし、同時にそこまで率直に政治家個人の御意見という形で述べていただいて有り難いといふふうに思つております。

○谷岡郁子君 その点についてはもちろん理解いたしますし、同時にそこまで率直に政治家個人の御意見という形で述べていただいて有り難いといふふうに思つております。

そこで、同時に、先ほど具体例として出されましたので申し上げておきますと、子ども・被災者支援法、これは福島の被災者たちを中心として原発事故の被災者たちのために作ったものでありますけれども、これは全ての与野党が入った状況の中で作られてきたと、そして議論されてきました。

そこにももう参加させていただいた同僚議員もいらっしゃいますからよくお分かりだといふうに思つてますけれども、これは全ての与野党が入った状況の中で作られてきたと、そして議論されてきました。

そこでもオーブンにできるだけのものであつたといふうに私は思つておりますし、多分同僚議員も賛同いただけると思つております。

何が言いたいかといえば、私たちが、みんながこの委員会で同意して、そしてこの方々にじややつてもらおう、それじや協議しようということを決めた上で入つた協議、あれはまさにそういうものでした。それと、例えばごく一部の党だけが入つて、そこに外の言わば野党、与党、与党はありますね、野党一部の野党は、例えばそこから入れない形で協議が進められるということがあつた

るならば、それは国会内国会であり委員会内委員会になりかねないような危険性というものを持つのではないだろうか。

それについては、例えば修正協議の中でその辺についてはどんなふうにお考えになりながらおや

りになつたんでしょう。

○衆議院議員(岡本充功君) 今回のこの法律については、繰り返しになりますけれども、民主党の中で議論をして、ちょっと先ほど、語弊があるかもしれません、メモというのは何を指すかちょっと分かりませんが、党内でそれは討議用の資料はもちろん使っていますが、しかしあくまで民主党の中の内部での議論、確かにそうです。先生も民主党に所属されていましたから御存じのように、民主党の全ての議員にオーブンにして党内での議論はしていると。それは党として案を作っていくためにはそういう過程を経るわけありますし、結果としてできた案を様々な党の皆様方に御提示をして御賛同をいただけるということになる、それで成案ができる、これはこれで一つのステップなのかなと私は理解をしています。

○谷岡郁子君 そのとおりなんだろうというふうに思います。その一方で、じや、先ほど冒頭の川田先生の質問じやなかつたかと思うんですけれども、本当に、閣法が提出したときからすぐこれ込んでしまつて状況の変化があつた、だからこれを修正という形でやつたんだと。本来それはやっぱりやつてはならなかつたことだと思うんですけどもね。本来、閣法が出てきて素直に審議されるというのが通常だと思うんですが、何が原因でそういう必要性が出たというふうにお考えになつていますか。

○衆議院議員(岡本充功君) 国会の会期全体の話もありますし、ほかにもいろんな法律案があります。そういう意味では、さきの通常国会で大変なテーマがございましたが、厚生労働委員会に厚生労働大臣が必ずしも出席できないという状況が長く続きましたから、会期 자체は長かつたものの、厚生労働委員会が実

際に開けた回数というのは必ずしも多くないと。

こういう中で、どの法律案をどのように審議をしていくかというのはまさに国会が決めることであり、それはまさに理事会を通じて、また理事懇談会を通じて衆議院の中で議論をされてきたものでございます。

○谷岡郁子君 どうしても解散前にはこれやつておかなければならぬということで今日この時間に開かれてはいるということからして、これはかなり重要な法案なのではないでしようか。つまり、優先順位は高かつたのではないでしようか。

そうしますと、じや、ほかの案件があつたからというふうにおっしゃるんですが、それほど重要な案件がではなぜ今日ここまで置いておかれたのかといえれば、特例公債法案との絡みがあつたからということではないのですか。

○衆議院議員(岡本充功君) 参議院の委員会がこの時間に開かれているということについて私がコメントする立場にはないとは思いますが、衆議院の方での、先ほどの繰り返しになりますけれども、審議の順番というのは、当然どの法案も重要だという中で、我々与党の中での議論もあり、また、先ほどの繰り返しですけれども、理事会、理事懇においての協議をしながらその順番を決めてきたと、こういうことでございます。

○谷岡郁子君 そうかもしません。

しかし、そもそもやはり、これは今いらっしゃる皆さんと関係がないのかもしれませんけれども、民主党が予算案と特例公債法案というようなものを分けて、そして参議院に送付されなかつたものが、多分それができなかつたという状況の中で、もし送付されれば、五月には恐らく返つたであろうと、そして六十日ルールを経てとつくに通つていただのであろうというものが、多分それができなかつたという状況の中であります。

そういう意味では、さきの通常国会で大変なテーマがございましたが、厚生労働委員会に厚生労働大臣が必ずしも出席できないという状況が長く続きましたから、会期 자체は長かつたものの、厚生労働委員会が実

これが国民の期待どおりに機能しなくなつていて状態の中で、やはり我々はそういうことにについても議論をしていくとということをやらねばならない

のだろうかということを申し上げたいし、そして、無理無理な形で、本来じつくり議論すべきことということが二時間の中で一通でという形でやつていかなければならない状況に陥つてしまつて、ということについて我々は何らかの改革というものをやはり求められているのではないかということを感じるのですが、それについてもし御見解ありましたら。なければこれは質問にはふさわしくないかもしれませんのでいいんですけれども、何か御見解があれば伺わせていただきたいと思います。

○副大臣(櫻井充君) 谷岡先生から問題提起されました。これは、繰り返しになりますが、国会としてどういうふうに対応するのかということは、国会でどう決めていくのかと、この決め事も含めて我々国会議員が考えていかなければいけないことなんだろうと、そう思います。

済みません、私個人のことでは大変恐縮ですが、私はできれば日程協議でもめないよういつもやつてきたつもりですし、問題は中身をこうしていくのかと。今日も、なるべく官僚が書いた答弁要旨ではなく自分の言葉で答弁させていただいたつもりですが、そういうことも含めての国会のありようというのは検討しなければいけないところは多々あるんではないかと。これは、済みません、個人の感想です。

○谷岡郁子君 予算委員会等が開かれない中で、私としては不本意ではありますけれども、今日、本来この委員会だけでは当然議論できないような問題というものを取り上げさせていただくことになりました。

しかし、政治不信というものがなぜ起きているかといえば、国会が国会として国民の期待にこたえていないという状況、これは私ども国會議員の責任の問題としても、でも、その一方で、や

はり政府の様々なこの間の消費税法案の扱い等を含めての対応にしても、やはり問題があつたといふことだらうというふうに私は思います。そして、このような国会運営の在り方といふものは、国会が国会自身を自己否定するにもつながりかねないような状況、そして三党合意というような形で消費税や、また三年間要らないんだよというような形で国会のチェックをスクリプトするような法案を提出しておりますので、この際、これを許します。

○委員長(武内則男君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。川田龍平君。

○川田龍平君 私は、ただいま議題となつております国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について川田君から発言を認められておりますので、この際、これを許します。

○副大臣(櫻井充君) 予算委員長(武内則男君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○谷岡郁子君 これまでの議論の中では、基础年金負担割合を二分の一とする財源を消費増税分を償還財源とする年金特例公債に求めるることは、我が党の立場からは容認できません。長引くデフレと不況というためには、基礎年金国庫負担割合を二分の一とすること、特例水準を解消することは当然に実施すべき事項であります。しかし、国庫負担割合を二分の一とする財源を消費増税分を償還財源とする年金特例公債に求めるることは、我が立場からは容認できません。長引くデフレと不況という厳しい経済状況の中での消費税率の引上げや、逆進性の高い消費税を社会保障の財源とすることに反対です。基礎年金国庫負担の財源は、身を削る

歳出の見直し等により確保できると考えます。また、世代間の不公平が生じている特例水準については、速やかに解消する必要があります。このような観点から本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、次のとおりであります。

六・五%の額と二分の一の額との差額に相当する額を国庫が負担するための財源として年金特例公債の発行による収入金を活用する旨の定めを削除すること。

第二に年金額の改定の特例措置に基づく年金額の水準の適正化について、平成二十五年度における適正化の割合を一・三%に、平成二十六年度における適正化の割合を一・二%に引き上げ、同年度において特例水準を解消すること。

第三に、児童扶養手当等の手当額の改定の特例措置に基づく手当額の水準の適正化について、平成二十五年度における適正化の割合を〇・九%に、平成二十六年度における適正化の割合を〇・八%に引き上げ、同年度において特例水準を解消すること。

第四に、この法律は、公布の日から施行することとするとともに、年金額の改定の特例措置の段階的な解消等に係る施行期日を平成二十五年四月一日に繰り上げること。

以上であります。

す。

について討論に入ります。

○田村智子君 私は、日本共産党を代表し、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、年金生活者支援給付金の支給に関する法律案に反対の討論を行います。

主、自民、公明党が国会審議とは別の場で修正し、
今度は解散で三党が合意したからと、昨日夕方、
突然本日の委員会の開会を三党で決め、僅か一時
間四十分の質疑で採決するというものです。国会、
とりわけ参議院での議論を甚だしく軽視したこの
やり方に強く抗議をするものです。

法案に反対の理由は、第一に、国民年金法等改
正案が年金の特例水準一・五%の解消を行なうから
です。この特例水準は、デフレ下では実質所得で
はなく名目所得が重要であるとして、ほかに收入
のない高齢者の生活保障のため年金額をできるだ
け維持するという自公政権の小泉内閣時代に設け
られた特例措置の結果です。

特例措置期間中も年金額は維持されたわけでは
なく、十年間で二・二%引き下げられ、その間、
介護保険料や国民健康保険料などの社会保険料、
住民税の増税など負担増が押し付けられました。
さらに、七十歳から七十四歳の医療費窓口負担を
二割に戻すことも現在検討されています。特例水
準の解消は、高齢者の生活を更に困窮に追い込む
ものと言わなければなりません。

同時に、児童扶養手当などの各種手当にも連動
させ給付を削減させることは、子供の貧困が大き
な問題となっているときに、母子家庭などシング
ル世帯の生活を苦境に追い込むものであり、反対
です。

反対の理由は、第二に、年金財源を消費税増税
に求めていることです。

基礎年金の二分の一国庫負担は当然ですが、今
年度から来年度の財政措置は引き続き特例であ
り、恒常的なものではありません。この財源措置
は年金特例公債で確保し、その償還に消費税増税
による収入を充てることにしています。低所得者
ほど負担の重い逆進性の強い消費税は、社会保障
の財源とすべきではありません。

そもそも基礎年金の国庫負担二分の一は、二〇
〇四年の改正で実施することが決まっていなが
ら、附則によってその実施が二〇〇九年まで先送

りされました。一方で、二分の一引上げに必要な財源だとして、定率減税の廃止や老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮減など、高齢者、国民に負担を先に押し付けたのです。

ところが、今日に至るまで二分の一国庫負担の恒常的な財源措置は行われませんでした。今回、また二分の一国庫負担を理由に消費税を引き上げることは、一枚の証文で二重に取立てを行いうようなり方であり、絶対に許すわけにはいきません。

日本の年金制度の最大の問題は低年金、無年金であり、その解消は喫緊の課題でした。年金生活者支援給付金法案によつても無年金障害者の問題などは一切解決せず、その引換えに消費税の増税という低所得者への増税を行うことは本末倒置と言わなければなりません。

みんなの党の修正案も、消費税財源を削減するものではありますが、特例水準の解消で年金給付を削減する点では同じであり、賛成できません。

日本共産党は、消費税に頼らない財政再建を提案しています。大企業や富裕層に応分の負担を求めて、予算の使い方を抜本的に改めることで安心の年金制度の実現、社会保障を拡充させることは可能であると、このことを申し上げ、反対討論を終わります。

○福島みづほ君 私は、社民党を代表して、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案と年金生活者支援給付金の支給に関する法律案に反対の立場から討論を行います。

まず、国民年金法の改正案についてです。

本法案は、さきの通常国会で民主、自民、公明の三党による談合によつて決まった消費税増税法による增收分を年金特例公債の償還財源に充て、基礎年金の国庫負担割合二分の一とするものです。デフレ下にある日本経済に更に悪影響を与え、逆進性の強い消費税の税率の引上げに反対の立場を取る社民党として容認できません。この消費税増税法については、参議院の意思として野田首相に対する問責決議として示されております。

消費者物価指数の下落により公的年金の支給額は二年連続で引き下げられており、特例水準の解消分が加われば低所得の年金受給者の生活を直撃し、その影響は極めて深刻です。

さらに、特例水準の解消がマクロ経済スライドの発動につながることも懸念します。マクロ経済スライドによる一律的な給付の実質カットは、特に老齢基礎年金のみの受給者への影響が大きく、高齢者の貧富の格差を更に増幅することになりかねません。

次に、年金生活者支援法案です。

そもそも年金制度の枠外での福祉的措置とされていますが、年金保険料の給付実績等に応じて給付額が決まるため、年金額が低ければ給付額も少なくなるため、生活支援としての効果は薄く、限定的です。月最高五千円という額の妥当性についても全く根拠がありません。

さらに、逆転現象の防止とはいえ、低所得とされない人に福祉的な措置が行われることは道理に合はず、政策的効果に比べ事務的コストが大き過ぎます。そもそも、保険料に応じて給付を行うという現行年金制度の原則をゆがめることになりかねません。福祉的措置としながらも、年金保険料の納付実績等に応じた給付額のため、最も対策を打たなければならぬ年金額が最も少ない人たちへの救済効果は薄く、限定的です。

以上で私の反対討論といたします。

○谷岡郁子君 私は、みどりの風を代表して、本日提案されました両法案とその修正案に対しても反対の立場から討論いたします。

内容に対する反対ということではございません。それ以前の問題としてのデューリーロセス、これが確保されていないことに対する反対いたしました。

この委員会がセッティされた経緯、やり方というのは余りに乱暴なものであつたと思います。私たちの十分な準備の時間、検討、そして審議に至る経緯といったものは保障されませんでした。幾つ

十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第七条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第八条の改正規定中「平成二

条の次に一条を加える改正規定のうち附則第二十一条の二の見出し中「及び平成二十一年度」を削り、同条中「及び平成二十一年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」、「〇・九七八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」

きは、当該改定後の率」を「〇・九七八」に改め
る。

第一条のうち附則第五十三条の改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同一条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五十三条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八」（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改正後の率）を「〇・九七八」として、これを改め

第三条のうち附則第七条を改め、同条の次に「第三条を加える改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に、「平成十七年度」を「平成二十六年度」に改める。」
第三条のうち附則第八条の二の改正規定を次の
ように改める。
附則第八条の二（見出しを含む。）中「平成
十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に改
める。

次に一条を加える改正規定のうち附則第八条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第十二条を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十六年度」に改める。

第一条のうち附則第二十九条の改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第二十九条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）」、「〇・九七八（此ノ条规定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）」及び「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」

第一条のうち附則第五十四条の改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五十四条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第三条のうち附則第四条の改正規定中「平成二

第三条のうち附則第二十五条の改正規定中、平成二十六年度を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第二十五条の二の見出し中、「及び平成二十六年度」を削り、同条中、「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。
第四条のうち附則第一条の二の改正規定を次のように改める。

第一條のうち附則第十四条の二の改正規定を次のように改める。

附則第十四条の二（見出しを含む。）中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に

を「〇・九七八」に改める。

十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第四条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条の中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・

附則第二条の二（見出しを含む）中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に改める。

第一條のうち附則第二十七条の改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第二十七条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

成二十六年度」に改める。
第一条のうち附則第三十二条の一の改正規定を
次のように改める。
　附則第三十二条の一（見出しを含む。）中「平
成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」
に改める。
第一条のうち附則第五十二条の改正規定中「平
成二十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同
条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五十
二条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削
り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削
り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九
七八（この号の規定による率の改定が行われたと

九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第三条のうち附則第五条の改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

「十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第四条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条中「及び平成二十六年度の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第五条のうち附則第五条の改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五条の二の見出し中「及び平成二十六年度」を削り、同条

中「及び平成二十六年度」を削り、「〇九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（の号の規定による率の改定が行われたときは、該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第五条のうち附則第七条を改め、同条の次に「成二十五年度」を「平成二十六年度」、「平成二十七年度」を「平成二十七年度」に加える改正規定中「平成二十六年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第六条のうち第一項の改正規定中「平成二十五年十月から平成二十七年三月まで」を「平成二十六年五月四月から平成二十六年三月まで」に改め、第二項の表の改正規定のうち同項の表の下欄中「この項の項の規定による額の改定が行われたときは、当該規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。」を削り、「〇・九九三」を「〇・九九一」に、「平成二十五年十一月（当該年度が平成二十六年度である場合にあつては、平成二十六年四月）」を「平成二十五年四月」に改め、「この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。」を削る。

附則第一条を次のように改める。
(施行期日)

臓器移植の実施状況等に関する報告書

平成24年11月15日
厚生労働省

第1 腸器移植の実施状況

○ 移植希望登録者数は、平成24年10月31日現在、全国で、心臓231名、肺187名、心肺同時（心臓と肺を同時に移植）4名、肝臓392名、^{心臓}腎臓12,267名、肝腎同時（肝臓と腎臓を同時に移植）11名、^{心臓}腎臓47名、腎臓同時（腎臓と腎臓を同時に移植）149名、小腸4名となつてお、眼球（角膜）の移植希望登録者数は、平成24年9月30日現在、全国で2,284名となつておる。

	提供者数		移植実施数 から の移植 数
	脳死した者からの 提供数	脳死した者の身体 からの移植 数	
心臓	29名 (144名)	29名 (144名)	29件 (144件)
肺	31名 (123名)	31名 (123名)	38件 (151件)
肝臓	36名 (155名)	36名 (155名)	39件 (168件)
腎臓	115名 (1,408名)	43名 (182名)	217件 (358件)
睥臓	31名 (141名)	31名 (139名)	31件 (141件)
小腸	3名 (12名)	3名 (12名)	3件 (12件)
眼球(角膜)	1,019名 (14,452名)	21名 (77名)	1,591件 (23,367件)
			37件 (145件)

(注 1) 心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は1件となっている。
(注 2) 膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、腎臓同時移植は平成23年度で24件、累計で104

件（心停止下を含む。）となっている。

（注3）肝臓及び腎臓の移植実施数のうち、肝腎同時移植は1件（平成24年度に実施）となっている。

- 平成22年7月17日に、「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）が全面施行されたが、同日から平成24年10月31日までの間に、臓器移植法に基づき109名の者が脳死と判定されている。このうち、改正法により新たに可能となった、本人の書面による意思表示がなく家族の書面による承諾に基づき脳死と判定されたのは89名、本人の書面による意思表示のあった者は20名にとどまっている。このように、本人意思表示による臓器移植件数に大きな変化はないことから、一人ひとりが臓器を「提供する」「提供しない」にかかる書面による承諾に基づき、初めて6歳未満の者からの脳死下での臓器提供が行われた。

また、後述する「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議 102例のまとめ」においては、臓器提供を承諾した家族とコーディネーターとの面談回数は、改正法施行後もあまり変化はなかつたが、家族の承諾の理由については、本人の臓器提供意思の尊重のほか、社会貢献や生命の永続といった理由が挙げられた。

3. 臓器提供施設

- 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成24年5月1日）。以下「ガイドライン」という。）により、当面は、下記(1)から(3)までの条件を全て満たしている施設に限定している。なお、(3)(ウ)の施設については、日本脳神経外科学会の専門医制度の見直しに伴い、これまで「専門医訓練施設（A項目）」としていたものを、平成24年5月1日に「基幹施設又は研修施設」に変更した。平成24年6月30日現在、下記(3)(ア)からオ)までに該当する施設は859施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対し、臓器提供施設として必要な体制を整えていると回答した施設は392施設、このうち18歳未満の者からの臓器提供を行うために必要な体制を整えていると回答した施設は208施設となっている。

(1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。

(2) 適正な脳死判定を行う体制があること。

(3) 救急医療等の関連分野において高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

- ア) 大学附属病院
- イ) 日本救急医学会の指導医指定施設
- ウ) 日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設
- エ) 救命救急センターとして認定された施設
- オ) 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

- 臓器提供者の意思を生かすためにも、臓器提供施設の増加が重要であり、社団法人日本臓器移植ネットワークとともに、院内体制整備（マニュアルの作成、シミュレーションの実施等）の支援に取り組んでいる。

4. 移植実施施設

○ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器の移植の実施については、ガイドラインにより、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定しており、平成24年10月31日現在、心臓移植実施施設は9施設（うち3施設は移植術を受ける患者が11歳未満の場合も移植の実施が可能な施設）、肺移植実施施設は8施設、心肺同時移植実施施設は3施設、肝臓移植実施施設は22施設（うち2施設は移植術を受ける患者が18歳未満の場合に限り移植の実施が可能な施設）、腎臓移植及び脾腎同時移植実施施設は18施設、小腸移植実施施設は13施設となっている。

- 臓器あっせん機関の現状
- (1) 社団法人日本臓器移植ネットワーク
- 社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓及び小腸のあっせんを全国一元的に行う臓器あっせん機関として、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への臓器のあっせん等の活動を行っている。
- 移植を受ける患者の選択は、ネットワークにおいて「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成23年10月20日））に定める選択基準に基づいて実施されている。

- 全国で54（平成24年10月31日現在）の眼球あっせん機関が、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への角膜のあっせん等の活動を実施している。また、臓器提供意思表示カードの普及活動とは別に、独自に角膜等の提供希望者の登録を行っている。
- 6. 臓器提供意思表示カード等の普及
- 厚生労働省は、臓器移植に関する普及啓発を進めるとともに、臓器提供に関する意思表示を援助するため、ネットワークとともに、地方公共団体、関係諸機関等の協力を得ながら、以下の方法により、啓発資料の配布や臓器提供に関する意思表示の機会の普及を図っている。
- (1) 市区町村役場の窓口、保健所、年金事務所、公共職業安定所、一部のコンビニエンスストア・スーパー等に臓器移植に関する知識や意思の記入方法等の説明書きと「臓器提供意思表示カード（又はシール）」が一体となりーフレットを配置
- (2) 医療保険の被保険者証や運転免許証に、順次、臓器提供に関する意思表示欄が設けられており、その交付の際、各医療保険関係機関及び運転免許試験場（センター）、警察署等の協力を得て、リーフレットを配布する等の方法により意思表示欄への記載方法を周知
- (3) 移植医療に関する理解を深めるために、中学3年生向けに教育用普及啓発パンフレットを約200万部作成し、全国の中学校（約12,000校）等に送付
- (4) 新聞広告、テレビラジオCM、雑誌広告等、政府広報や公共広告を活用した普及啓発の実施

- 每年10月を臓器移植普及推進月間とし、臓器移植推進国民大会の開催やネットワーク等の関連団体によるグリーンボンキャンペーン等により、多くの人に移植医療について理解していただくための普及啓発も行っている。
- ・ 運転免許証の裏面にある意思表示欄への記入を促進するためのポスターを約5千枚作成し、全国の運転免許試験場、教習所や東京メトロ地下鉄駅等に配布
- ・ ポスターと同趣旨のステッカーを東京都のタクシー3万台のほか全国の自動車教習所の車両等計6万台に貼る活動を実施

第2 移植結果

- 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓及び小腸の移植に関する生存率（移植術を受けた患者のうち、ある期間の後に生存している者の割合）及び生着率（移植術を受けた患者のうち、移植された臓器がある期間の後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合）は、以下のとおりである。

	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	95.4%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	95.4%
肺	83.8%	80.1%	78.6%	76.4%	73.4%	83.8%	80.1%	78.6%	76.4%	70.5%
肝臓	82.9%	80.5%	80.5%	78.9%	82.2%	79.8%	79.8%	78.2%	78.2%	78.2%
腎臓	96.2%	94.5%	93.0%	91.7%	90.8%	87.5%	83.8%	80.8%	77.5%	74.5%
脾臓	94.9%	94.9%	94.9%	94.9%	94.9%	79.7%	78.6%	75.5%	73.5%	69.1%
小腸	82.5%	72.2%	72.2%	72.2%	82.5%	72.2%	72.2%	72.2%	72.2%	72.2%

(注1) 心臓、肺、肝臓、脾臓及び小腸の移植は、平成24年3月末日までに実施されたもの。

腎臓の移植は平成23年12月末日までに実施されたもの。

(注2) 心臓及び肺の生存率及び生着率の数値には、それぞれ心肺同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。脾臓及び腎臓の生存率及び生着率の数値には、それぞれ脾腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。

第3 その他

1. 厚生労働大臣感謝状の贈呈

- 臨器を提供した者に対する感謝の意を表すため、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。

2. 脳死下での臓器提供事例に係る検証

- 5例目以降の脳死下での臓器提供事例について、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」(厚生労働大臣が参集を求めて開催する行政運営上の会合。座長は藤原研司横浜労災病院名譽院長)において検証を行っており、平成24年10月31日現在の同会議における検証実施数は、120例となっている。

- これまでの脳死下における臓器提供事例のうち、平成24年1月末までに検証を終了した102例を対象とし、その経過を総括した「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議 102例のまとめ」を平成24年3月29日に公表した。この中では、下記の事項に関する検証の総括を行った。

- (1) 医学的検証の総括
・ 提供者の背景や脳死に至った原疾患
・ 法的脳死判定 等

- (2) ネットワークによるあっせん業務の状況の検証の総括
・ コーディネーターによる家族への脳死判定・臓器提供等の説明及び承諾の状況
・ 承諾に至るまでの家族の心情、承諾理由
・ 移植を受けた患者の社会復帰状況
・ 脳死判定中・脳死判定終了後の家族への支援 等

十一月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保障の充実を求めるいとに関する請願(第一〇号)
1、消費税によらない最低保障年金制度の実現等に関する請願(第一一〇号)
(第一一〇号)(第一二〇号)(第一四〇号)(第一五〇号)
(第一六〇号)(第一七〇号)(第一八〇号)(第一九〇号)

1、安心して保育・子育てができる制度の実現に関する請願(第二〇〇号)
第一〇号 平成二十四年十月二十九日受理
社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保障の充実を求めるいとに関する請願
請願者 仙台市 佐藤留美子 外六百十四名
紹介議員 田村 智子君
政府が進めようとしている「社会保障と税の一体改革」は、社会保障財源を口実に消費税増税を国民に押し付けるとともに、社会保障については、医療費の国民負担増・病院・介護施設から在宅への追込出し・年金支給開始年齢の引上げ・生活保護支給額の削減など、更なる改悪を迫るものである。また、国民全てに共通番号制度を導入して、社会保障の一層の抑制を押し進めようとしている。震災と原発事故という未曾有の災害を乗り越えるために国民全体が力を合わせなければならぬことだ。震災復興と社会保障の財源は、所得者は必ず負担の重い消費税ではなく、経済的能力に応じた税と社会保険料の負担によって捻出すべきである。今回の震災では、震災から数か月を経ても、一切の生活の糧を奪われ、人間らしい生活を取り戻せない人々が多数生まれている。改めて雇用や医療、介護など社会保障制度の重要性が明らかになるとともに、憲法第九条、第二十五条

に基づいて平和に生きる権利があわんと保障される社会が求められている。については、次の事項について実現を図られた。
1、国民生活を破壊する「社会保障と税の一体改革」は撤回するいと。
11、大震災の教訓を踏まえ、国民の命と人権を守るナショナル・マムの整備、社会保障拡充を早急に行へる。
1、子供と高齢者、障害者の医療費無料化を始め、窓口負担を軽減するいと。
2、高過ぎる国保料(税)を弓や下げるために、国庫負担を増やすこと。
3、軽度者の切捨てをやめ、施設でも在宅でも必要な介護が保障される介護保険制度に改善すること。
4、年金支給年齢の更なる引上げをやめ、老後安心できる最低保障年金を確立するいと。
5、現行の公的保育の拡充で、待機児童解消と過疎地保育の拡充を進めるいと。
6、障害者総合福祉法(仮称)の制定に当たっては、障害者・家族の願いを踏まえ、応益負担の廃止、報酬単価の引上げ等を行ういと。
7、生活保護制度の改悪をやめ、老齢加算を速やかに復活するいと。

第一一〇号 平成二十四年十月二十九日受理
消費税によらない最低保障年金制度の実現等に関する請願
請願者 東京都世田谷区 坂本純子 外六千十七名
紹介議員 田村 智子君
国民・高齢者の生活が厳しくを増してくる中、政府は、国民の苦しみをよそに、重大な年金改悪を進めようとしている。この改悪を阻止し、高齢者・国民の生活を守ることを求める。財源は、收入の少ない人ほど負担の重い消費税増税ではなく、負担能力の大きい大企業や富裕層に応分の負担を求めて確保すべきである。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、物価・賃金に關係なく年金を連続して引き下げる仕組みを作らないこと。
二、年金支給開始年齢の更なる引上げをしないこと。
三、消費税によらず、現在の高齢者から適用する最低保障年金制度を作ること。
四、無年金・低年金者への緊急措置として、基礎年金国庫負担分三・三万円を支給すること。
五、年金の受給資格要件二十五年を、現在の無年金者も対象にして早急に十年に短縮すること。

第一二号 平成二十四年十月二十九日受理 請願者 石川県金沢市 道下訓子 外千九百九十九名 紹介議員 井上 哲士君	じん肺は、最古にして今なお最大の職業病である。いまだに二万人近くのじん肺有所見者がおり、毎年新たに五百人を超える最重症患者が認定されている。石炭じん肺やトンネルじん肺など国の加害責任は判決によって明確になつていて、ILO（国際労働機関）・WHO（世界保健機関）は、二〇三〇年までに世界中のじん肺根絶と各國政府によるじん肺根絶計画の策定を提唱している。日本も、じん肺法の改正を含む抜本的な制度改革に取り組むことが求められている。アスベストは、じん肺の原因だけでなく、強い発がん性を有するところが明らかとなつていてが、国が十分な対策を採らなかつたため、多数の被害が発生している。労働安全衛生法施行令改正により二〇〇六年に石綿使用等が原則禁止となつたが、今後もアスベストを使用した建物の改修、解体工事等による大量の被害発生が危惧される。また、昨年三月の東日本大震災によつて広範囲にわたり建物等損壊の被害が発生し、瓦礫や建物等の撤去、解体、運搬等の作業が長期間にわたつて必要となつており、これらの作業によるアスベスト粉じんについて、作業員やボランティア、付近住民に対する曝露防止対策を十分に採る必要が強くなつている。二〇〇六
第一三号 平成二十四年十月二十九日受理 請願者 東京都狛江市 岡村吉明 外千九百九十九名 紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一六号 平成二十四年十月二十九日受理 請願者 東京都狛江市 岡村吉明 外千九百九十九名 紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第一二号と同じである。
第一七号 平成二十四年十月二十九日受理 請願者 千葉県佐世保市 馬場ゆりか 外千九百九十九名 紹介議員 山下 芳生君	この請願の趣旨は、第一二号と同じである。
第一八号 平成二十四年十月二十九日受理 請願者 東京都江戸川区 清藤公清 外九十九名 紹介議員 山内 德信君	この請願の趣旨は、第一二号と同じである。
第一九号 平成二十四年十一月一日受理 請願者 東京都江戸川区 今勇治 外九十九名 紹介議員 山内 德信君	この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第二〇号 平成二十四年十一月一日受理 請願者 埼玉県飯能市 佐藤史夫 外千九百九十九名 紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第一二号と同じである。
第二一號 平成二十四年十一月一日受理 請願者 熊本市 谷口里奈 外四百九十九名 紹介議員 吉田 忠智君	安心して保育・子育てができる制度の実現に関する請願
第二二號 平成二十四年十一月一日受理 請願者 熊本市 谷口里奈 外四百九十九名 紹介議員 吉田 忠智君	安心して保育・子育てができる制度の実現に関する請願
第二三號 平成二十四年十一月一日受理 請願者 熊本市 谷口里奈 外四百九十九名 紹介議員 吉田 忠智君	安心して保育・子育てができる制度の実現に関する請願
第二四號 平成二十四年十一月一日受理 請願者 熊本市 谷口里奈 外四百九十九名 紹介議員 吉田 忠智君	安心して保育・子育てができる制度の実現に関する請願

(平成二十六年度における改定率の改定の特例)

第十二条の二 平成二十六年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる額が第一号に掲げる額以下となる区分に属するものに適用される改定率の改定については、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

一 平成二十六年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七

条の四及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額とする。)

二 平成二十六年度における附則第七条の二の規定により読み替えられた附則第七条の規定により読み替えられておその効力を有するものとされた第一条の規定による改

正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額

前項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定に対する第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

附則第十四条第二項第一号中「平成二十四年三月まで」を「平成二十五年三月まで」に改め、同条中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあつては財政運営に

必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第号)

第三条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。)

附則第十六条の二第一項中「平成二十四年度

を「平成二十六年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月」を「平成二十六年三月」に、

「平成二十四年三月まで」を「平成二十六年三月まで」に改める。

附則第二十七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置」を付し、同条第一項中「厚生年金保険法による」を

「平成二十五年度までの各年度における厚生年金保険法による」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(平成二十四年度及び平成二十五年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例)

第二十七条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八」(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合は、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率

る改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準となる率に〇・九九〇(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、〇・九七八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率とあるのは「〇・九八一」と、「〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消

費者物価指数(以下「物価指数」という。)があるのは「〇・九八一」(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準となる率に〇・九九二(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、〇・九七八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率とする。

附則第二十八条に見出しとして「昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置」を付し、同条第一項中「昭和六十年改正法附則第七十九条第一項」を「平成二十四年度までの各年

度における昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に改め、同条の次に次の一条を加える。

(平成二十四年度及び平成二十五年度における昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例)

第二十八条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九九一(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合は、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率

ときは、当該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一」(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準となる率に〇・九九一。(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、〇・九八一(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」と、「〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率)とあるのは「〇・九八一」(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準となる率に〇・九九一(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、〇・九八一(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率)とあるのは「〇・九八一」(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準となる率に〇・九九一(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、〇・九八一(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率)

物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八」（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降〇・九八八）（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

附則第二十九条に見出しとして「昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置」を付し、同条第一項中「昭和六十年改正法附則第八十七条第一項」を「平成二十五年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第八十七条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。
（平成二十四年度及び平成二十五年度における昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例）

第二十九条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度^六

ハレタルトキハ直近ノ当該改定が行ハレタル
年ノ前年ノ物価指数ヲ下ルニ至リタル場合
ニ於テハ其ノ翌年ノ四月以降、○・九八八（此
ノ号）規定ニ依ル率ノ改定が行ハレタルトキ
ハ当該改定後ノ率）ニ其ノ低下シタル比率
とあるのは「○・九八八」（当該年度ノ改定率
（国民年金法等の一部を改正する法律（平成
十六年法律第百四号）第一条ノ規定ニ依ル改
正後ノ国民年金法第二十七条ニ規定スル改定
率ヲ謂フ）ノ改定ノ基準トナル率ニ○・九九
○（平成二十五年度ニ在リテハ○・九九二）
ヲ乗ジテ得タル率トシテ政令ヲ以テ定ムル率
ガ一ヲ下ル場合ニ於テハ当該年度ノ四月以
降、○・九八一（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改
定が行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）ニ當
該政令ヲ以テ定ムル率」と、「○・九八八ヲ
とあるのは「○・九八八」（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定が行ハレタル
ハレタルトキハ直近ノ当該改定が行ハレタル
八（総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費
者物価指数（以下「物価指数」ト称ス）ガ平
成十五年（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定が行
ハレタルトキハ直近ノ当該改定が行ハレタル
年ノ前年）ノ物価指数ヲ下ルニ至リタル場合
ニ於テハ其ノ翌年ノ四月以降、○・九八八（此
ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定が行ハレタルトキ
ハ当該改定後ノ率）ニ其ノ低下シタル比率」
とあるのは「○・九八一」（当該年度ノ改定率
（国民年金法等の一部を改正する法律（平成
十六年法律第百四号）第一条ノ規定ニ依ル改
正後ノ国民年金法第二十七条ニ規定スル改定
率ヲ謂フ）ノ改定ノ基準トナル率ニ○・九九
○（平成二十五年度ニ在リテハ○・九九二）
ヲ乗ジテ得タル率トシテ政令ヲ以テ定ムル率
ガ一ヲ下ル場合ニ於テハ当該年度ノ四月以
降、○・九八一（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改
定が行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）ニ當
該政令ヲ以テ定ムル率」と、「○・九八八（總

務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合には、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八」（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一」とする。

附則第三十一条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「を下回る」を「以下となる」に改め、「この項」の下に「及び次条第一項第一号」を、「ついては」の下に「平成二十五年度までの間は」を加え、同項第一号中「附則第二十七条」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた附則第二十七条」に改め、同条第二項中「この項」の下に「及び次条第一項を加え、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十六七年度における再評価率等の改定等の特例）

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「通算遺族年金」の下に「以下「旧共済法による年金」という。」を加える。

附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しつして「法による年金である給付の額の算定に関する経過措置」を付し、同条第一項中「法による年金である給付に」を「平成二十五年度までの各年度における法による年金である給付に」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(平成二十四年度及び平成二十五年度における法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例)

第四条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八(第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行されたときは、直近の当該改定が行われたとときは、該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準率に〇・九九二(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年

度の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、「〇・九八八」とあるのは「〇・九八八(物価指数が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われたとときは、直近の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率)」を付し、「〇・九八八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準率に〇・九九一(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年

度の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、「〇・九八八」とあるのは「〇・九八八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準率に〇・九九一(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年

度の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、「〇・九八八」とあるのは「〇・九八八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準率に〇・九九一(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年

度の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、「〇・九八八」とあるのは「〇・九八八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準率に〇・九九一(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年

度の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、「〇・九八八」とあるのは「〇・九八八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準率に〇・九九一(平成二十五年度にあつては、〇・九九二)を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条	三万三千三百円	四万五千五百五十円（四万五千五百五十円）（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が四万五千五百五十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	四万五千五百五十円（四万五千五百五十円）（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が四万五千五百五十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）
児童扶養手当法第五条第一項	四万千百円	四万三千三百円	四万三千三百円
二 平成二十五年度における附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた附則第四条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数	2 受給権者のうち、平成二十六年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定の適用については、		

昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項において準用する特別児童	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十一条の三	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	五万円
一万四千百七	円 一万四千百七	一万四千百七 十円	一万四千百七 十円	五万五百五十円（五万五百五十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が五万五百五十円を下回る場合においては、平成二十九年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十九年四月）以降、当該政令で定める額）
一万四千百七 <small>一百八十</small>	円 一万四千百七 <small>一百八十</small>	二万六千五十 <small>一百六十</small>	二万六千三百四十円（二万六千三百四十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が二万六千三百四十円を下回る場合においては、平成二十九年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十九年四月）以降、当該政令で定める額）	五万五百五十円（五万五百五十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が五万五百五十円を下回る場合においては、平成二十九年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十九年四月）以降、当該政令で定める額）

扶養手当等の支給に関する法律
第十八条

原子爆弾被爆者に対する援護に	原子爆弾被爆者に対する援護に	原子爆弾被爆者に対する援護に	原子爆弾被爆者に対する援護に
円 三万三千三百	円 四万六千六百	円 五万四千五百七十	円 三万三千六百七十
よる額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以	改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。	改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。	改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。
成二十六年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	成二十六年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	成二十六年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	成二十六年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）

年の前年の物価指数の比率をいう。)及び○・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が一万四千三百三十円を下回る場合には、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額)

十三万五千四百円 (四百八十円) (十三万六千八百九十円) (この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の中の額とする。以下同じ)に物価変動率(当該年度の初日の属する年の前年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。以下同じ)及び○・九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が十三万六千九百四十円を下回る場合には、平成二十四年十月(当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月)以降、当該政令で定める額)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第三項

関する法律第一七条第四項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十二条第三項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十二条第三項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十二条第三項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十二条第三項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十二条第三項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十二条第三項

下この項において同じ。)に物価変動率及び○・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が三万三千六百七十円を下回る場合には、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第一号)第三条の規定の施行の日いすれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は公的年金制度の一部を改正する法律附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同法能の強化等のための国民年金法等の一部を改		正する法律(平成二十四年法律第一号) の公布の日いすれか遅い日	二 附則第八条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一号)の公布の日いすれか遅い日	三 第一条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同法能の強化等のための国民年金法等の一部を改
円 三万三千三百	円 三万三千六百七十	円 三万三千六百七十	円 三万三千六百七十	円 三万三千六百七十

(国家公務員共済組合法等による年金である給付等に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の二、第五条の二及び第二十五条の一の規定は、平成二十四年十月以後の月分として支給される国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百五号）附則第一条第六号に規定する旧共済法による年金である給付及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この条において「国家公務員共済組合法等による年金である給付等」という。）について適用し、同月前の月分として支給される国家公務員共済組合法等による年金である給付等については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法等による年金である給付等に関する経過措置）

第五条 第五条の規定による改正後的地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の二及び第五条の一の規定は、平成二十四年十月以後の月分として支給される地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）による年金である給付及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金（以下この条において「地方公務員等共済組合法等による年金である給付等」という。）について適用し、同月前の月分として支給される地方公務員等共済組合法等による年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法等による児童扶養手当等に関する経過措置) 前の例による。

第六条 平成二十四年五月十五日以前の月分の児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当、昭和六十年改正法附則第七条第一項の規定による福祉手当並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当については、なお従前の例による。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一一部改正)

第七条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一一部を次のように改正する。

第八条のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条の五の改正規定中「附則第三十二条の五」を「附則第三十二条の三」に、「附則第三十二条の二前段」を「前条前段」に改め、第三十二条の五を第三十二条の三とする。

第十四条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の六の改正規定中「附則第八条の六」を「附則第八条の三」に、「附則第八条に「前段」を「前条前段」に改め、第八条の六を第八条の三とする。

第二十三条中私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第一条の五の改正規定の前を次のように加える。

附則第二条第一項中「この条及び次条にお

いて」を削る。

第二十三条のうち私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第一条の五の改正規定中「附則第二条の五」を「附則第二条の三」に、「附則第二条の二前段」を「前条前段」に改め、第一条の五を第二条の三とする。

附則第一条第三号中「附則第三十二条の五」を「附則第三十二条の三」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改める。

附則第九十九条のうち国家公務員共済組合法規定中「附則第八条の六」を「附則第八条の三」

等の一部を改正する法律附則第八条の六の改正規定中「附則第八条の六」を「附則第八条の三」に改める。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 老齢年金生活者支援給付金及び補足的年金生活者支援給付金の支給に関する法律案
- 第三章 年金生活者支援給付金の支給に関する法律案
- 第四章 遺族年金生活者支援給付金(第二十一条第一項) 第二十九条(第二十一条)
- 第五章 障害年金生活者支援給付金(第十五条第一項) 第二十九条(第二十一条)
- 第六章 費用(第二十六条・第二十七条)
- 第七章 雑則(第二十八条・第五十二条)
- 附則 第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間

及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給する

とともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生

活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支

援を図ることを目的とする。

第二章 老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金

(老齢年金生活者支援給付金の支給要件)

第二条 国は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による老齢基礎年金(以下単に「老齢基礎年金」という。)の受給権者であつて当該老齢基礎年金を受ける権利について同法第十六条の規定による裁判の請求をしたもの

(以下この条、第十条及び第十二条において「老齢基礎年金受給権者」という。)が、その者の前年(一月から七月までの月分のこの項に規定する老齢年金生活者支援給付金については、前々年とする。以下この項において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)と前年の所得との合計額(政令で定める場合には、当該合計額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。以下「前年所得額」といいう。)が国民年金法第十七条本文に規定する老齢基礎年金の額を勘案して政令で定める額(第十条第一項において「所得基準額」という。)以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、老齢年金生活者支援給付金を支給する。

前項の規定にかかわらず、老齢年金生活者支援給付金は、当該老齢基礎年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき(第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定めると

きに限る。)は、支給しない。

一 日本国に住所を有しないとき。

二 当該老齢基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

(老齢年金生活者支援給付金の額)

第三条 老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする)を合算した額とする。

一 給付基準額に、その者の保険料納付済期間納付済期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)の月数を四百八十で除して得た数(その数が一を上回るときは、一)を乗じて得た額

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に、その者の保険料免除期間(同法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含み、同法第九条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く。)の月数の六分の一(同法第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間にあつては、同項に規定する保険料四分の一免

除期間の月数の十二分の一)に相当する月数(当該月数と同法第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数(四百八十を限度とする。以下この号において同じ。)とを合算した月数

が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除し

た数を乗じて得た額を一二で除して得た額

(給付基準額)

第四条 給付基準額(前条第一号に規定する給付基準額をいう。以下同じ。)は、五千円とする。

二 給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下この項において「物価指数」という。)がこの法律の施行日の属する年の前年(この項の規定による

給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超えて下回るに至った場合において

は、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の給付基準額を改定す

る。

三 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

できなかつた場合において、その理由がやんだ

後十五日以内にその請求をしたときは、老齢年

金生活者支援給付金の支給は、前項の規定にか

かわらず、受給資格者がやむを得ない理由によ

り認定の請求をすることができなくなつた日の

属する月の翌月から始める。

3 老齢年金生活者支援給付金は、毎年二月、四

月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、そ

れぞの前月までの分を支払う。ただし、前支

援期月に支払うべきであった老齢年金生活者支

援給付金又は支給すべき事由が消滅した場合に

その支払期月でない月であつても、支払うもの

とする。

(支給の制限)

第七条 老齢年金生活者支援給付金は、受給資格

者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項

の規定による命令に従わず、又は同項の規定に

よる当該職員の質問に応じなかつたときは、そ

の額の全部又は一部を支給しないことができる。

第八条 老齢年金生活者支援給付金の支給を受け

ている者が、正当な理由がなくて、第三十五条

第一項の規定による届出をせず、又は書類その

他の物件を提出しないときは、老齢年金生活者

支援給付金の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の老齢年金生活者支援給付金)

第九条 受給資格者が死亡した場合において、そ

の死亡した者に支払うべき老齢年金生活者支援

給付金でまだその者に支払つていなかつたもの

があるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟

姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支払

の老齢年金生活者支援給付金の支払を請求することができる。

2 未支払の老齢年金生活者支援給付金を受ける

ことができる者の順位は、政令で定める。

3 未支払の老齢年金生活者支援給付金を受ける

ことができる同順位者が一人以上あるときは、

その人がした請求は、その全額について全員

のためとしたものとみなし、その一人に対して

した支払は、全員に対してしたものとみなす。

(補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件)

第十条 国は、老齢基礎年金受給権者が、その者

の前年所得額が所得基準額を超えるか、所得

基準額を勘案して政令で定める額以下であるこ

とその他その者及びその者と同一の世帯に属す

者の所得の状況を勘案して政令で定める要件

に該当するときは、当該老齢基礎年金受給権者

に対し、補足的老齢年金生活者支援給付金を支

給する。

2 前項の規定にかかわらず、補足的老齢年金生

活者支援給付金は、当該老齢基礎年金受給権者

が次の各号のいずれかに該当するとき(第三号

に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定

めることに限る)は、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

二 当該老齢基礎年金の全額につきその支給が

停止されているとき。

三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施

設に拘禁されているとき。

(補足的老齢年金生活者支援給付金の額)

第十一條 補足的老齢年金生活者支援給付金は、

月を単位として支給するものとし、その月額は、

当該老齢基礎年金受給権者を受給資格者とみなし

して第三条の規定を適用するとしたならば同条

第一号に規定する額として算定されることとな

る額から、その者の前年所得額の過増に応じ、

過減するよう政令で定める額とする。

(認定)

第十二条 補足的老齢年金生活者支援給付金の支

給要件に該当する者は、補足的老齢年金生活者

支援給付金は、当該障害基礎年金受給権者が次の

各号のいずれかに該当するとき(第三号及び第

四号に該当する場合にあつては、厚生労働省令

齢年金生活者支援給付金の額について認定の請

求をしなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、補足的老齢年金生

活者支援給付金の支給要件に該当しなくなつた

後再びその要件に該当するに至つた場合におい

て、その該当するに至つた後の期間に係る補足

的老齢年金生活者支援給付金の支給を受けよう

とするときも、同項と同様とする。

(補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定

時期)

第十三条 補足的老齢年金生活者支援給付金の支

給を受けている者につき、前年所得額の変動が

生じた場合における補足的老齢年金生活者支援

給付金の額は、八月から行う。

(準用)

第十四条 第六条から第九条までの規定は、補足

的老齢年金生活者支援給付金について準用す

る。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(第三章 障害年金生活者支援給付金)

(障害年金生活者支援給付金の支給要件)

第十五条 国は、国民年金法の規定による障害基

礎年金(以下単に「障害基礎年金」という。)の

受給権者であつて当該障害基礎年金を受ける権

利について同法第十六条の規定による裁定の請

求をしたもの(以下この条において「障害基礎

年金受給権者」という。)が、その者の前年の所

得(一月から七月までの月分のこの項に規定す

る障害年金生活者支援給付金については、前々

年の所得とする)がその者の所得税法に規定す

る控除対象配偶者及び扶養親族(第二十条第一

項において「扶養親族等」という。)の有無及び

数に応じて、政令で定める額以下であるときは、

当該障害基礎年金受給権者に対する障害年金生

活者支援給付金を支給する。

2 前項の規定にかかる

障害年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなつた場合において、そ

の要件に該当するに至つた後の期間に係る障害年金生

活者支援給付金の支給を受けようとするとき

も、同項と同様とする。

(障害年金生活者支援給付金の額の改定時期)

第十七条 障害年金生活者支援給付金の支給要件

に該当する者は、障害年金生活者支援給付金の

支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に

対し、その受給資格及び障害年金生活者支援給

付金の額について認定の請求をしなければなら

ない。

(認定)

第十八条 障害年金生活者支援給付金の支給を受

けている者につき、障害の程度が増進し、又は

低下したことにより障害基礎年金の額が改定さ

れた場合における障害年金生活者支援給付金の

で定めるとき限り)は、支給しない。

1 日本国内に住所を有しないとき。

2 当該障害基礎年金の全額につきその支給が

停止されているとき。

3 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施

設に拘禁されているとき。

4 少年院その他これに準ずる施設に収容され

ているとき。

5 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計

算方法は、政令で定める。

額の改定は、当該障害基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月から行う。

(準用)

第十九条 第六条から第九条までの規定は、障害年金生活者支援給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章 遺族年金生活者支援給付金

(遺族年金生活者支援給付金の支給要件)

第二十条 国は、国民年金法の規定による遺族基礎年金(以下単に「遺族基礎年金」という)の受給権者であつて当該遺族基礎年金を受ける権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの(以下この条において「遺族基礎年金受給権者」という)が、その者の前年の所得(一月から七月までの月分のこの項に規定する遺族年金生活者支援給付金については、前々年の所得とする)がその者の扶養親族等の有及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該遺族基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

2 前項の規定にかかるらず、遺族年金生活者が次の各号のいずれかに該当するとき(第三号及び第四号に該当する場合にあっては、厚生労働省令で定めるときに限る)は、支給しない。

- 一 日本国に住所を有しないとき。
- 二 当該遺族基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

四 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(遺族年金生活者支援給付金の額)

第二十一条 遺族年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額とする。

2 遺族基礎年金であつて国民年金法第三十九条の二の規定によりその額が計算されているものの二の規定によりその額が計算されているもの

を受給している子に支給する遺族年金生活者支援給付金は、前項の規定にかかわらず、給付基準額をその子の数で除して得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする)とする。

第二十二条 遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、遺族年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び遺族年金生活者支援給付金の額について認定の請求をしなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る遺族年金生活者支援給付金の支給を受けようとするとその該當するに至った後の期間に係る遺族年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(遺族年金生活者支援給付金の額の改定時期)

第二十三条 第二十一条第二項の規定によりその額が計算される遺族年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、遺族基礎年金の受給権を有する国民年金法第三十七条の二第一項に規定する子の数に増減を生じた場合における遺族年金生活者支援給付金の額の改定は、当該増減を生じた日の属する月の翌月から行う。

(準用)

第二十四条 第六条から第九条までの規定は、遺

第五章 不服申立て

第二十五条 厚生労働大臣のした老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金(以下「年金生活者支援給付金」と総称する)の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第一百一条第一項から第五項まで及び第一百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の規定を適用する。

2 国民年金法第二百六号の規定により老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく年金生活者支援給付金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

2 前項の規定によると、当該年金生活者支援給付金の過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という)に係る債務の弁済をすべき者が死亡したためその支給すべき事由が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金生活者支援給付金の過誤払が行われた場合において、当該

過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という)に係る債務の弁

済をすべき者が支払うべき年金生活者支援給付

金があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金生活者支援給付金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。

(費用の負担)

第二十六条 年金生活者支援給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、年金生活者支援給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(事務費の交付)

第二十七条 国は、政令で定めるところにより、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

第二十八章 雜則

(支払の調整)

第二十八条 甲年金生活者支援給付金を支給すべき者に対して、乙年金生活者支援給付金を支給すべきでないにもかかわらず、乙年金生活者支援給付金の支給としての支払が行われたときは、

2 甲年金生活者支援給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、そ

の者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

十四・六パーセント(当該督促が保険料に係る)

2 年金生活者支援給付金を支給すべきでないにてもかかわらず、その年金生活者支援給付金としての支払が行われたときは、その後に支払うべき年金生活者支援給付金は、その後に支払うべき年金生活者支援給付金の内払とみなすことができ

る。年金生活者支援給付金の額を減額して改定すべきにもかかわらず、その改定すべき月以降の分として減額しない額の年金生活者支援給付

金が支払われた場合における当該年金生活者支援給付金の該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 年金生活者支援給付金を支給すべきでないにてもかかわらず、その年金生活者支援給付金としての支払が行われたときは、その後に支払うべき年金生活者支援給付金は、その後に支払うべき年金生活者支援給付金の内払とみなすことができ

ものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過するまでの期間については、年七・三

パーセント」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

(受給権の保護)

第三十二条 年金生活者支援給付金の支給を受けた権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第三十三条 租税その他の公課は、年金生活者支援給付金として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(期間の計算)

第三十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(届出)

第三十五条 年金生活者支援給付金の支給を受けている者(次項において「年金生活者支援給付金受給者」という。)は、厚生労働大臣で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(調査)

第三十六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるとときは、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者(以下「年金生活者支援給付金受給資格者」という。)に対して、受給資格の有無及

び年金生活者支援給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し年金生活者支援給付金受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

第三十七条 厚生労働大臣は、年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めたときは、年金生活者支援給付金受給資格者若しくは年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は年金生活者支援給付金受給資格者に対する年金たる給付であつて政令で定めるものの支給状況につき、官公署、国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは年金生活者支援給付金受給資格者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

(市町村長が行う事務)

第三十八条 年金生活者支援給付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。

第三十九条 市町村は、年金生活者支援給付金に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあったときは、その処分に必要な範囲内において、当該年金生活者支援給付金受給資格者又は年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に關して必要な情報の提供を行うものとする。

(事務の区分)

第四十条 前条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第四十一条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第八号及び第九号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第五条、第六条第一項(第十四条において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定による請求の受理

二 第十七条及び第十九条において準用する第六条第二項の規定による請求の受理

三 第二十二条及び第二十四条において準用する第六条第二項の規定による請求の受理

四 第三十一条第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

五 第三十一条第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第一百四十二条の規定による質問及び検査並びに同法第一百四十二条の規定による搜索

六 第三十二条第一項において準用する国民年金法第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

七 第三十五条第一項における届出の受理及び同条第一項の規定による書類その他の物件の受領

八 第三十六条第一項の規定による命令及び質問

九 第三十七条の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め

十 第三十九条の規定による情報の受領

十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第五号に掲げる権限及び同項第六号に掲げる国税滞納処分の例による処分(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲

る権限とともに、厚生労働大臣自らその権限を行なうよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行なうものとする。

4 国民年金法第百九条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第四十二条 機構は、滞納処分等を行なう場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行なわせなければならない。

2 国民年金法第百九条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

四十三条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国民年金法第百九条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う命令等に係る認可等)

第四十四条 機構は、第四十一条第一項第八号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

2 機構が第四十一条第一項第八号に掲げる権限に係る事務を行なう場合における第七条(第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。)及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「日本年金機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第四十六条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第二条第一項及び第二項、第七条(第十四条において準用する場合を含む。)並びに第十一条の規定による老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給に係る事務(当該老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。)

二 第五条及び第十二条の規定による認定に係る事務(第四十一条第一項第一号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。)

三 第八条(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支

払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

四 第九条第一項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による請求の内容の確認に係る事務

五 第十五条第一項及び第二項並びに第十九条において準用する第七条の規定による障害年金生活者支援給付金の支給に係る事務(当該障害年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。)

六 第十七条の規定による認定に係る事務(第

四十二条第一項第二号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。)

七 第十九条において準用する第八条の規定による障害年金生活者支援給付金の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

八 第十九条において準用する第九条第一項の規定による請求の内容の確認に係る事務

九 第二十条第一項及び第二項並びに第二十四

条において準用する第七条の規定による遺族年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。)

十 第二十二条の規定による認定に係る事務(第四十二条第一項第三号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。)

十一 第二十四条において準用する第八条の規定による遺族年金生活者支援給付金の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

十二 第二十四条において準用する第九条第一

項の規定による請求の内容の確認に係る事務

十三 第三十一条第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務(第四十二条第一項第四号から第六号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う收取

納、第三十二条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定に

よる督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。)を除く。)

十四 第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定に

よる督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。)を除く。)

十五 第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第四十一条第一項第四号から第六号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第三十二条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。)を除く。)

十六 第四十一条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限を有する事務(当該権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

十七 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

の他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第十六号に掲げる事務を除く。)

2 国民年金法第百九条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(情報の提供等)

第四十八条 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、年金生活者支援給付金の支給に關する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関する必要な情報の提供を行ふものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に關する事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(政令への委任)

第49条 この法律に規定するもののほか、年

金生活者支援給付金の支給手続その他年金生活者支援給付金に関し必要な事項は、政令で定め

る。

(経過措置)

第五十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、

その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第五十一条 偽りその他不正の手段により年金生

活者支援給付金の支給を受けた者は、三年以下

の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、

刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條があ

るときは、刑法による。

第52条 第三十五条第三項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

附 则

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

<p>税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定</p> <p>定 公布の日</p>
<p>二 附則第五条第一項の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日</p> <p>（準備行為）</p>

<p>第二条 厚生労働大臣、市町村長及び機構は、施行日前においても、この法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の実施に必要な準備行為をすることができる。</p> <p>（検討）</p>
<p>第三条 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討が加えられ、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>（財源の確保）</p>
<p>第四条 年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。</p> <p>（年金生活者支援給付金の認定の請求等に関する経過措置）</p>
<p>第五条 施行日において年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者（施行日において所要の見直しを行ったものとする。</p> <p>（老齢年金生活者支援給付金等の支給要件の特例）</p>

<p>第六条 第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齢基礎年金」とあるのは「老齢基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十五条第一項又は第二項の規定による老齢基礎年金を除く。）と「の受給権者」とあるのは「の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。</p> <p>（老齢年金生活者支援給付金等の額の計算の特例）</p>
<p>（老齢年金生活者支援給付金等の額の改定時期）</p>

<p>第十一条 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、国民年金法附則第七条の三第二項の規定による届出が行われた場合その他の政令で定める場合における老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定は、当該政令で定める場合に該当するに至った日の属する月の翌月から行う。</p> <p>（旧国民年金法による老齢年金受給者等に係る経過措置）</p>
<p>第十二条 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民</p>

<p>なし、かつ、当該給付の受給権者（附則第十一条の政令で定める年金たる給付の受給権者を除く。）を老齢基礎年金の受給権者とみなしして、この法律（第三章及び第四章を除く。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。</p> <p>旧国共済法による障害年金、旧地共済法による障害年金又は旧私学共済法による障害年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものについては、当該政令で定める年金たる給付を障害基礎年金の受給権者とみなして、この法律（第二章及び第四章を除く。）の規定を適用する。この場合</p>
<p>付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めることにより、法律によつて組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日（地方自治法の一部改正）</p>
<p>第三十九条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>第三十八条第五項第二号中二をホとし、ハを二とし、口の次に次のように加える。 ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する事務 給に関する事業の運営に関する事務</p>
<p>和十四年法律第七十三号）若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第七号）に改める。 第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」を「船員保険法若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に改める。 第二十七条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 第三十九条第一項に規定する権限に係る事務、同法第四十六条第一項に規定する事務及び同法第四十七条第一項に規定する収納を行うこと。 第三十八条第五項第二号中二をホとし、ハを二とし、口の次に次のように加える。 ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務</p>
<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。 別表第一中七十七の十三の項を七十七の十四の項とし、七十七の十二の項の次に次のように加える。</p> <p>七十七の十三 厚生労働省年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第七十号）による同法第一条第一項の老齢年金生活者支援給付金、方公務員共済組合及び全農市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団</p>
<p>第三十九条第一項の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第十一条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法第十一条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>第三十八条第五項第三号中ヘをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、口の次に次のように加える。 ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務</p>
<p>和十四年法律第七十三号）若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第七号）に改める。 附則第十八条第三項中「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第七号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

別表第二に次のように加える。

百十八 厚生 労働大臣	年金生活者支援給付金の支給 に関する法律による年金生活 者支援給付金の支給に関する 事務であつて主務省令で定め るもの
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情 報又は介護保険給付関係情報で あつて主務省令で定めるもの

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十二条 施行日が整備法の施行の日前である場合には、前条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「九十五」とあるのは「九十四」と、番号利用法別表第二の改正規定中「百十八」とあるのは「百十七」とし、整備法第六十五条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「同表に」とあるのは「同表中九十四の項を九十五の項とし、九十三の項の次に」と、番号利用法別表第二の改正規定中「同表に」とあるのは「同表中百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に」とする。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十四年十一月二十九日印刷

平成二十四年十一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P